

## 平成23年第3回与論町議会定例会会議録

### 目 次

会期日程 .....	(4)
<b>第1日（9月28日）</b>	
開 会 .....	5
開 議 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
所信表明 .....	6
議案第35号 与論町税条例の一部を改正する条例 .....	10
議案第36号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第4号） .....	11
議案第37号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） ..	21
認定第 1号 平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について .....	22
認定第 2号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳 出決算認定について .....	22
認定第 3号 平成22年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について ..	23
認定第 4号 平成22年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につい て .....	23
認定第 5号 平成22年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について .....	23
認定第 6号 平成22年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て .....	23
認定第 7号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について .....	23
認定第 8号 平成22年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について ..	24
特別委員会設置及び委員の選任について .....	24
同意第 2号 副町長の選任について .....	25
散 会 .....	27

## 第2日（10月4日）

開 議 .....	32
一般質問	
林 隆寿君 .....	32
川村 武俊君 .....	41
福地元一郎君 .....	53
麓 才良君 .....	67
散 会 .....	82

## 第3日（10月7日）

開 議 .....	88
所管事務調査報告	
○文教経済常任委員長 .....	88
認定第 1号 平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について .....	95
認定第 2号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳 出決算認定について .....	95
認定第 3号 平成22年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について ..	95
認定第 4号 平成22年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につい て .....	95
認定第 5号 平成22年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について .....	95
認定第 6号 平成22年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て .....	95
認定第 7号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について .....	95
認定第 8号 平成22年度与論町水道事業特別会計収入支出決算認定につい て .....	95
陳情第 9号 NHKのラジオ受信に関する総務省に対する受信感度改善要求 の陳情（総務厚生常任委員長報告） .....	98
陳情第10号 川内原発増設計画の中止などを求める陳情（陳情事項の1、2、 4） .....	98
陳情第11号 川内原発に関する陳情（陳情事項の1） .....	98
陳情第12号 「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」採択の陳 情 .....	99

陳情第 8 号 木根奈・大久保農道の舗装についての陳情（文教経済常任委員長報告）	101
陳情第 14 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情	101
発議第 5 号 日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）	103
発議第 6 号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）	104
発議第 7 号 全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）	106
発議第 8 号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書の提出について（野口靖夫議員ほか3人提出）	108
発議第 9 号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）	109
発議第 10 号 鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）	110
発議第 11 号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件（喜村政吉議員ほか3人提出）	112
委員会調査報告（議会議員定数等調査特別委員長）	113
発議第 12 号 与論町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件（大田英勝議員ほか3人提出）	119
沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙	121
閉会中の継続調査について	121
閉会	122

## 平成23年第3回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	日 程
9	28	水	本会議(開会、所信表明、議案審議、平成22年度事業箇所審査)、決算審査特別委員会
	29	木	決算審査特別委員会
	30	金	決算審査特別委員会、委員会
10	1	土	
	2	日	
	3	月	委員会
	4	火	本会議(一般質問)
	5	水	委員会
	6	木	予備日(議事整理日)
	7	金	本会議(閉会)

# 平成 23 年第 3 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 23 年 9 月 28 日

平成23年第3回与論町議会定例会会議録  
平成23年9月28日（水曜日）午前9時23分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 所信表明
- 第5 議案第35号 与論町税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第36号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第4号）
- 第7 議案第37号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第8 認定第1号 平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第2号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第3号 平成22年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第4号 平成22年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第5号 平成22年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第6号 平成22年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第7号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第8号 平成22年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第16 特別委員会設置及び委員の選任について
- 第17 同意第2号 副町長の選任について

2 出席議員（11人）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 川村武俊君 | 2番 林 隆寿君  |
| 3番 供利泰伸君 | 4番 福地元一郎君 |

6番 本 畑 敏 雄 君	7番 坂 元 克 英 君
8番 喜 村 政 吉 君	9番 野 口 靖 夫 君
10番 麓 才 良 君	11番 大 田 英 勝 君
12番 町 田 末 吉 君	

3 欠席議員（0人） 欠員（1人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会計管理者兼会計課長 佐 多 悅 郎 君
税 务 課 長 猿 渡 ケイ子 君	税務対策監兼収納対策室長 池 上 成 孝 君
町民福祉課長 沖 野 一 雄 君	環 境 課 長 福 地 範 正 君
産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君	商工観光課長 久 留 满 博 君
建設課長 高 田 豊 繁 君	教委事務局長 野 田 俊 成 君
水道課長 池 田 直 也 君	与論こども園長 岩 山 秀 子 君
茶花こども園長 林 健 君	那間こども園長 高 田 りえ子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開会 午前9時23分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。本日から総務企画課の光君がここでインターネットの中継をしていますので、よろしくお願ひします。  
ただいまから、平成23年第3回与論町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、1番川村武俊君、6番本畠敏雄君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定の件

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月7日までの10日間にしたい  
と思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から10月7日までの10日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきまして  
は、事務局長に朗読させます。  
なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり  
関係常任委員会で審査をお願いします。  
事務局長。

○事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をします。

町長から平成22年度与論町健全化判断比率の報告、平成22年度与論町公営企  
業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類が提出  
されていますので、お目通しください。

また、監査委員から平成23年7月分の例月現金出納検査結果報告書が提出され  
ていますが、その一部の写しを配付しておりますので、お目通しください。

なお、平成23年第2回定例会において議決しました「30人以下学級実現、義

務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」については、内閣総理大臣ほか関係機関の長に提出しております。

閉会中における町外での会議・活動等の状況は、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちゅう議会だより第100号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業にあたった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（町田末吉君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 所信表明

○議長（町田末吉君） 日程第4、所信表明を行います。

町長から所信表明の申し出がありました。

これを許します。

町長、南 政吾君。

○町長（南 政吾君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひいたします。

所信を申し上げる前に、先般の龍郷町を中心とする奄美の大水害、お亡くなりになられた方への心からの御冥福と一日でも早い復興を心から念じながら所信を述べさせていただきたいと思います。

所信表明。

本日ここに、平成23年第3回与論町議会定例会が開催されるに当たり、4期目の町政を担当するに当たっての、私の所信の一端を述べさせて頂く機会をいただきましたことは誠に光栄であり心から厚くお礼を申し上げます。

さて、私は去る9月4日に執行されました町長選挙におきまして、町民有権者の厳正なる審判を受け、深い御理解と御支援のもと四度、与論町長として、町政運営の重責を担わせていただくことになりました。

私は、今度の選挙において、町民の皆様から3期12年間にわたって進めてまいりました施策・事業の実績が評価され、さらに継続していくことに対し、信任及び負託を頂いたものと考えております。

その町民の皆様の負託と期待にお応えするためにも、議会の皆様と連携を図りながら、町政発展のため、引き続き全身全霊をささげてまいる所存でございます。

なお、今定例会は、4期目の町長就任後、最初の議会でありますので、諸議案の

説明に先立ち、私の政治姿勢並びに町政推進の基本的な考え方、そして主な施策等について所信を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と一層の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

#### 【政治姿勢及び町政推進の基本的な考え方】

初めに、4期目に向けての政治姿勢並びに町政推進の基本的な考え方について申し上げます。

私は、これまで3期12年間「島に元気と人の和を」を政治信条に、「若者が帰ってこれる魅力ある島づくり」、「全ての町民が希望を持って安心して住める実りある島づくり」そして「わが愛する島を子、孫と一緒に住める島づくり」を政策の柱に掲げ、職員とともに一丸となって公約や政策の実現に取り組んでまいりましたが、4期目の就任に当たりましてのこの政治信条等を貫徹してまいります。

さて、就任1期目に、町内外の叡智を集結し、21世紀初頭における本町の進むべき方向性を定めた第4次総合振興計画については、「保健福祉部門」、「教育部門」、「産業基盤および生活基盤の整備」等はもとより本町のまちづくりの目標及び基本方向を実現するために、必要かつ重要と考えられる施策で最重点に取り組む施策として「戦略プロジェクト」に位置づけた6プランについても、概ね目標を達成できたものと総括しております。

しかしながら、近年、本町を取り巻く社会環境は、急速な少子高齢化の進展、地理的規模での環境問題、さらには高度情報化・国際化社会の到来により大きく変化しており、その変化に対応する柔軟性が求められてきております。

また、地方分権の進展により、国、県が担っていた各種権限が市町村へと委譲され、新たな分野及びより専門性の高い分野での対応も自治体に求められているところであります。

このような時代背景の中で、第4次総合振興計画の総括も踏まえながら、「共に創ろう 未来への懸け橋～元気・チャレンジ・感動～」を基本理念に、町民の発意と創意工夫により産業を基本とした活力のあるまちづくり、町民が島の可能性を強く信じながら、元気で新たな未来に向け果敢にチャレンジし、感動と希望を共有できるまちづくりを進めることにより、まちの将来像である「南の島の豊かな心と自然が創る活力と希望のあるまち」の実現を目指して、町政全般にわたる施策を町民と一体となって推進していくために「第5次与論町総合振興計画」を策定しました。

私は、本総合計画を策定した責任者として、4期目の町長就任にあたり基本計画を軌道に乗せるとともに、議会は基より町民・行政・各種団体が一体となり連携・協働して取り組むこの4年間を次の世代へと繋ぐ大きな架け橋と位置づけ、先頭に

立って銳意邁進して参る所存であります。

#### 【主要な施策等の概要】

このような基本的な考え方に基づき、引き続き、守りの戦略としての徹底した行財政改革と攻めの戦略としての外貨を獲得できる産業おこしを基本的な政策の方向性に定め、次の施策を進めてまいります。

まず、第1点目は「徹底した行財政改革」を断行してまいります。

これまで、与論町自立化戦略会議から町へ提出された与論町自立化への提言等を基に与論町行政改革集中プランを策定し重点目標を定め、歳出の圧縮を行うとともに、今後の新たな行政課題に対応できるよう更なる歳入の確保に努めてきましたが、今後とも、消費的経費の抑制、指定管理者制度の導入や事務事業の見直し等を徹底するとともに、財源の確保に努め、行財政の健全化に取り組んでまいります。

次に、第2点目は「農業・漁業・商業等の振興で実り豊かな島づくり」を進めてまいります。

まず本町の基幹産業である農業については、農業用水の確保を含む畑かん施設の整備、子牛繋留施設の整備、液肥センターの整備等、農業基盤の整備拡充を進めることによりサトウキビ・畜産・園芸の振興を図ってまいります。

次にヨロン特産品支援センターの整備拡充を図るとともに、関係団体等とも連携を図りながら特産品の開発を進めて参ります。

併せて水産業の振興として、作り育てる漁業、集落による漁業づくり及び施設の充実と環境整備を推進するとともに、漁獲物マーケティング対策の充実に取り組んで参ります。

また、商工業の振興については商工会等の関係団体と連携を図りながら個性ある商店街づくりを進めて参ります。

次に、3点目は「観光産業の再生で元気あふれる島づくり」を進めて参ります。

「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」と賞賛され観光の島として全国にその名をしられた本町の観光産業の再生を図るため、歴史や伝統文化などの地元資源を生かした体験メニューなどの開発により、沖縄との差別化を図り与論独特の観光地づくりを進めてまいります。

また、観光ルネサンス調査事業で検討された各種項目の事業化を図り交流人口の拡大に取り組んで参ります。

併せて近年のインターネットを媒体とする宣伝効果は想像を絶するものがあることから、町の公式ホームページの充実を図るとともに、関係団体とも連携を図りながらインターネットを活用した誘客体制を整備してまいります。

次に、4点目は「若者が帰ってこれる魅力ある島づくり」を進めてまいります。

少子高齢化社会への対応は、町政の最重要施策であり、少子化対策を考慮した場合、若者の定住促進が特に重要であるとの認識から、これまで各種施策を講じてまいりましたが、今後県営住宅の建設整備や雇用環境の整備、子育て支援事業等の拡充を図って参ります。

幸いにも雇用環境については関係各位の本町への熱い思いと有り難い御配慮により本町に企業を誘致することができ、すでに多くの若者が希望と使命感を持って職務に専念しております。

しかしながら、今後、求人側と求職者側の職業に対する認識の違いから生ずる雇用のミスマッチ等の問題がおこることも想定されることから、若者の就業の選択肢を広げるために更に多業種の誘致を進めてまいります。

特に情報産業については、光ファイバー網の整備をしたことに伴い企業側からの問い合わせも多いことから人材バンクとの連携等、企業誘致の環境整備を図って参ります。

最後に5点目として「保健・福祉・医療の充実により安心して住める島づくり」を進めてまいります。

はじめに少子化対策はすべてに優先する最重要施策であることから前述の若者の定住促進を含めあらゆる角度から総合的にさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、今後、さらに出産世代の方々が日常の生活や子育てに夢を持ち、安心して子供を産み健やかに育てることができる環境の整備を強化してまいります。

また、町民の生命と健康を守るため保健、医療及び福祉を連携させた総合的な保健福祉政策を推進してまいります。特に医療面においては、健康づくりから疾病予防にいたるまでの総合的な保健事業を積極的に推進することで、医療費の抑制を図ってまいります。

以上、今後4年間の町政を進めていく上での基本的な考え方及び主要な施策について、総括的に申し述べましたが、まちづくりは行政のみ、いわんや私一人で成し得るものでは到底ございません。議会の皆様の御指導・御協力はもとより、全町民の共通理解と御協力があつてはじめて所期の目標が相乗的に達成できるものと考える次第でございます。

私は、総仕上げの4期目の町政運営に臨み、愛するわが島を「子、孫と一緒に住める島に」するため、原点にたち返り、議員の皆様並びに町民の皆様のお声を十分に拝聴しながら、掲げた政策目標の達成に向けて着実かつ積極果敢に取り組んでまいる決意であります。

何卒、議員の皆様並びに町民の皆様のより一層の御指導と御協力を心からお願い申し上げ所信表明といたします。

ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） これで所信表明は終わりました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第35号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第35号、与論町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第35号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）が平成23年6月30日に公布、同日から施行されることに伴い、所要の改正及び引用条項等の整理を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、町民税等の不申告に係る過料額の見直し及び平成24年度から個人町民税に係る寄附金控除について適用対象に、条例により定めた特定非営利活動法人に対する寄附金の追加、税額控除の適用下限の5,000円から2,000円への引き下げ、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例を平成27年度まで延長するなどあります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第36号 平成23年度与論町一般会計補正予算（第4号）

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第36号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第36号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといたしまして、地方特例交付金404万4,000円、普通交付税1億1,093万1,000円、県補助金の農業農村活性化推進施設等整備事業補助金373万5,000円などを計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費では、赤崎筆界特定測量手数料200万円、町単独備品購入費、マイクロバス購入費300万円などを計上しております。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金2,168万8,000円などを計上しております。

衛生費では、一般廃棄物最終処分場設計委託料が1,700万円の減額などとなっております。

農林水産業費では、農業ビジョン策定業務委託料350万円、漁協貯水施設整備事業補助金300万円、農道整備関係で風花地区及びクズレ地区の農道工事費900万円、西叶地区農道工事費1,020万円、大久保地区農道工事費890万円などを計上しております。

土木費では、城地区町営住宅建設予定地整備事業関係で1,013万円などを計上しております。

教育費では、茶花小学校グラウンド整備工事費が257万4,000円の減額などとなっております。

歳入歳出予算それぞれ1億1,994万2,000円を追加し、一般会計予算総額38億6,434万3,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

9番。

○9番（野口靖夫君） 予算の計上においては、必要経費として計上されていますから、それに対して私は文句は言うつもりはありませんし、質問したいという気持ちもありません。

ところで、この中で2点だけ質問させていただきます。一つは、予算の多寡はしれていますが、内緒で環境課長と二人で話はしているのですが、あまりにもシビアな問題で、大きく会議場で質問しなければならないということは言ってあります。

それが、今、本町においては、犬や猫などが、非常に暴れまわっている。そこで、私が退治してもいいのですが、私に委託料をいただければ町民のお言葉に応えて、十分しっかりとした退治をしたいと思う。だけれども、今それが町民の中から非常に苦情が出ているのです。どのようにその猫や犬を、あんなに放置しているのかと。やはり行政としては、それぞれがしっかりとしてもらわないといけないのではないかという意見が多々あるもので、内緒で二人で話をしてもいいのだが、こういう場所で質問せざるを得ないということなのです。それに対して、どのように今対処しておられるのか、それをお聞きしたいと思うのです。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいまの犬、猫、属に申し上げますと、野犬、野猫に対する行政の在り方でありますけれど、常日頃は徳之島保健所と連携をとりながら野犬に対しましては、捕獲おりの設置という形で対応をしております。現在のところ、猫に対しましては、ちょっとこう管轄外みたいなところがありまして、現在のところは対応できておりませんが、野犬に対しましては、野犬の発生する原因を考えてみると、飼い犬の中でやむに止まれず子犬が生まれる。これはまた自分で始末ができない。挙げ句の果ては放置というか、捨てるという結果によって野犬が増えるという原因が考えられますので、今回の補正予算で犬の避妊、去勢に対する委託助成を行いたいということで、このたび10万円計上しております。ちなみに、当初の内訳ですけれども、避妊を16頭ぐらい、去勢を5頭ぐらいできればということあります。この頭数の設定につきましては、前年度から島外在住の獣医の先生がおられて、狂犬病予防注射とかお願いをしているわけでありますけれど、その方が一般町民から要請を受けて実施した数値に基づいて頭数については設定しております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 私は、先ほど言いましたように、予算が少ないとか、多いとか申し上げているのではない。ただまた、犬とか猫を殺してしまえということを言っているのではない。問題は、その犬、猫を飼っている人に責任を持って飼育していただきたいということを言うのを誰がするかということなのです。それはやはり行政しかないのではないかと。だから、私が申し上げているのは、これだけ犬や猫が増えている以上は、町民に被害を与えていた以上は、これは飼う人の責任なのです。だからそこを徹底して、環境課の立場から是非徹底してもらいたいということを申し上げているのです。それを申し上げて、御答弁はいりません。それで分かりましたね。

もう1点、もう1点は、多目的運動広場について御質問いたします。

先だって多目的運動場入り口の左側のさとうきび畑を用地買収して、それを整備して駐車場にしたいと、そういうことで予算を可決いたしました。そして、そのときに私が質問したのですが、それはどうしてもこれから福祉運動会もあるし、老人クラブの老齢者の方、あるいはいろいろな方々の利用度も高い施設でもあるから、早く整備をして用地を購入して地権者の同意をもういただいたいるから、と言っておられました。いただいているから早く早急に用地買収して、整備をして、周辺をして駐車場として、その土地を整備したいということで予算を可決した。

そして、そのついでに中の方にも、あのへんちくりんな舞台がありますね。ああいう舞台も要らないのです。それは町長も答弁されました。だからその舞台を車が停められるようにしっかり整備するという御意見でした。それが済んでいるかどうか確認させていただきたい。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先般、福祉運動会がございました、私も行きまして、非常に今議員の指摘されたことですね、前にも早急にやるということで申し上げたわけであります、非常に痛感したわけであります。できるだけ早くやりたいと思います。もうやりますので、ひとつ御了解いただきたいと思います。

ただ、舞台の方だけ、一番奥の舞台だけ補助金とかの問題で多目的に付随した施設ではないものですから、周りの方はきちんと整地を整備をして、舞台の方だけはどうしても残さないといけないのでないかと思います。面積的にもそんなに邪魔になりませんので、早急に対応させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） ですから、私が申し上げているのは、あれだけ急に急いで予算を計上されて、それを我々は非常にいいことだということで、満場一致でもって予算を可決したのです。ところで、この間町長が言われますように、福祉大運動会のときも大変混雑しておりました。そして、今度町民体育大会がまたあるのです。そのためにも早急に整備しないと、あそこら辺、もしも交通事故があった場合、これは大変な問題だと。だからこそ、是非総務企画課長、執行するのは誰か分かりませんが、町長でしょうね、町長だからお互いにその予算を付けた以上は、そのときにこれは急がなければならぬという予算だったわけだから、早く執行しないと。執行してあるんだったら、もうその地権者の同意は得られているわけだから、あとは手を加えないと。何のためのそれだけ置いてるのですか。もう明日は、近いうちに運動会です。だからそれをしっかりと、もう答弁は要りません。ひとつ目途におかれで、是非早急に対処していただきたいということで質問を終わります。

○議長（町田末吉君） ほかにございませんか。

4番。

○4番（福地元一郎君） 11ページの地域インターネット基盤整備事業の中の光プロードバンドサービス宅内引込工事費が200万円組み込まれていますが、このことについてちょっと説明をお願いいたします。

こっちは、台風が多くて光ケーブルのドロップケーブルが大分補修することになってきたと思うのですが、それで担当に聞いても、当初組んだ予算を大体もう使い切ってしまいそうだということだったのですが、この200万円という予算は、これはそれに流用できるのかどうかをちょっとお聞きします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この200万円の内訳でございますけれども、将来、将来というか、今後インターネットの引き込みが大体30数件予想されます。それで2万9,000円でございますので、87万円程度はその新しい光ファイバーの新規の引き込みでございまして、その残りの分の110万円がその台風等で破損した分の補修ということになります。ただこれは、今保険等をかけていますので、保険等で対応できるのもあると思います。そういうことで、とりあえず計上して、あとはまた保険を請求するというふうな方向で今検討をしております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 今度は別の件でもう1件あります。10ページの空港ターミナルビルトイレに129万円、町単独で計上しておりますが、このターミナルビルの社長は町長ですよね。その町長が社長のビルにその町単独で補助金を出すことは問題ないかどうか。それをお聞きします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先般の拡張工事のときも出しておりますので、問題ないというふうに理解しております。

○4番（福地元一郎君） はい、分かりました。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、15ページの環境対策費についてなのですが、奄美十景の地整備に12万円、そして、その下の消耗品で2万円、次の16ページで原材料費に25万7,000円計上されているのです。この場所と、あと内容等の説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 奄美十景の地整備ということではありますけれど、現在、大金久海岸の海側に向かって一番右端のほうにシーマンズクラブのちょっと先のところでありますけれど、ちょっと出っ張った岩場の上に以前は奄美十景ということで木製の大きな看板が設置されていて、その場所は大金久海岸一帯を眺望するには一番適した場所であったわけですけれど、現時点では、そういうそこにその場にふさわしいような環境ではなく、また、そこへいってもベンチもないというような状況にあるものですから、是非そちらを大金久海岸一帯をよく眺望できるように整備いたしたいということで、工事発注ではないですが、原材料とか、賃金という形で経費を計上させてもらっております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） あと17ページの農地流動化推進事業についてお伺いしたいと思います。

町単独補助金としましてサトウキビ作の増産農地流動化助成金、これに172万円、あと下の借り手のところに86万円計上されておりますが、面積と、あとその面積割に対する金額が幾らになるか説明を求めます。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） まず、農地流動化事業の補助金の説明からいたしますが、これは期限を6年に限って貸し手に10アール当たり1万円。それから、借り手の方に10アール当たり5,000円、6年間で補助する事業でございます。今年これがまた補正にあがったのは、6年前に契約していたものが今年期間満了の年を迎えて、その更新のためにこのような金額になっております。面積は10アール当たり1万円ですから、あと1.72ヘクタールか、ちょっと後で計算してお答えいたします。

○議長（町田末吉君） ほかにございませんか。

11番。

○11番（大田英勝君） 21ページに城地区の町営住宅建設予定地整備とか、土地購入についての予算があるのですが、具体的に建設の予定計画等があるのであれば示していただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えいたします。

まず、御質問のありました場所についてです。城自治公民館の北側に道路が通っているのですが、その道路に面している稻田先生がいらっしゃいますけれど、稻田先生のお宅の東側のあのくぼ地になっている所です。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） お聞きしたのは、具体的にこの工事造成したあと建設予定がもう計画があるのかどうかということです。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えします。

与論町のマスタープランによりまして、与論校区に10戸の町営住宅をつくるという計画がありますけれども、今回、城地区にはそのうちの6戸を建設する予定がございます。その計画といたしまして、図面がちょっと遠いですがよろしいでしょうか。これが先ほど申しました道路です。この下の方です。そして、奥の造成をして盛り上げてきて、工事用の残土そういうものを全部ここに一応集約する形にしましてから周りの擁壁、練り積み工擁壁で上げて造成しながら奥の方に住宅、そして駐車場、それから道路側の方にはゲートボールができるような感じの多目的スペース。それから、子供たちが遊べるようなスペースを今のところ計画しまして、税金対策といたしまして鹿児島事務所の方に申請する予定で今作業を進めているところです。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 来年度という話ですか、その時期を聞いています。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えします。

造成ですね、現地がくぼ地なものですから、周りを擁壁工事してきて、そこに建設用の残土とかを敷き慣らしをするのですが、どうしてもやはり建物をつくるとなると、その盛土したての所に建物をすぐつくるというわけにいきません関係もございまして、ある程度の自然転圧を待つ必要があることから23年度に買収は済みますけれども、多分23、24年度で造成とその盛土の敷き慣らしです。そして25年度に建物の着工になるのではないかというような予想をしているところです。

○議長（町田末吉君） 6番。

○6番（本畠敏雄君） ありがとうございます。我が城にもやっと住宅をつくってくれて人口増に、子供が少なくなつて心配していました。ありがとうございます。ひとつ、同じ21ページに公有財産購入費860万円、これを説明してもらえませんか。ハキビナ長崎線860万円。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えします。

この路線につきましては、立長の農免道路に面しております一休ソウホウという龍さんのお宅がございますけれど、龍さんのお宅のほうからミコノスアイランドというリゾートがございますが、そちらに抜けまして、それから外回りで畠総事業で途中で切れている道につなげまして、通り抜けができるようにするというルートですが、実は、この地区は以前にも水害を受けまして、大変な災害を受けまして、それでこの道路事業とあわせて防風林対策の事業を総体的に考えて計画しているところです。そういうことで、この道路を海岸線よりやや陸地側に寄せまして、そしてそれをあわせて買収をかけまして、外側の部分につきましては防風林を植栽していくということです。そういうことで、今回この用地費はそういったその道路用地と、その防風林用地も含めて一括して買収していくということです。これまたどうしてかといいますと、税金の関係がございまして、税金の控除というのは、1回に限るということがございまして、2回にまたがって用地買収すると免税がきかないということがございまして、そういうことで工事請負費を減額いたしました、それで用地補償費へ増額をするということです。

○6番（本畠敏雄君） ありがとうございます。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓才良君） 15ページ、一般廃棄物の最終処分場の設計委託料の減額1,700万円出ていますが、多額の減額ではないかと思いますが、この内容について御説明をいただきたいと思います。

また、この処分場の設計が出来上がっているのであれば、早めに議会等にも開示をしていただき、お互いに論議を進めていくべきだと思いますが、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 設計委託料の減額でありますけれど、これは入札の結果、設計額の1,700万円減額という形で落札された結果であります。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓才良君） 設計の概要等ができれば、そういう段階ででも議会に提示を

していただいて、お互いに論議をしていく必要があるのではないかと。出来上がつてから論議をするというのもありますが、やはりこういう大きな課題については、その途中途中で、やはりポイント、ポイントで議会にも報告をしていただいて、論議をしていくのが好ましいのではないかと思いますので、是非できればそういう方向で御検討いただきたいと思います。

それから、17ページの農業ビジョンの策定350万円ですが、この内容についてお伺いをいたしたいと思います。その策定の内容、それから今般町の総合振興計画は、庁内の主に若手中堅職員等を中心にして策定をしたのです。これ委託ということになっておりますので、島外に委託なのか。また、総合振興計画等にならって、庁内での考え方をされているのか。あわせてお伺いします。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） お答えします。

まず、目的でございますが、本町の産業はサービス業や宿泊業などの観光産業が主流になっていますが、農産物の生産増と農業関連産業を創出、拡大することで町内全体の産業の活性化を進展させる目的で今回農業ビジョンと関連産業のビジョン作成を委託しようとするものでございます。

それから、内容としましては、まず現状把握と現状に至った背景の分析、それからアンケート調査や聞き取り調査などによって本町の産業の方向性を第5次振興計画もありますが、さらにもっと深く検討いたしまして、目標年度を設定しまして、現実的な数値目標を設定します。その上で目標達成の方針として、新規作物の導入とか、島内市場の可能性、あるいは加工商品の可能性、観光との連携等を定めます。これらをまた実現するために具体的な手段をいつまでに、誰が、何をするかというところまでを提示していただきます。

委託先でございますが、県内の優秀な頭脳集団のNPO法人がございますので、そちらの方にお願いしようと思っております。

以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） どちらも優秀だと思いますが、一番優秀なのは、私は庁内の皆さんではないかと思います。地元を知っている、自分たちの足元を知っている、自分たちの現状を知っている庁内の方々が私はとりわけ一番優秀ではないかと思います。そういうことで、今回のこのお話を伺いしながら、この農業ビジョンの策定というのは、これから町の総合振興計画と相まって、本町の未来を展望する上において非常に重要な策定になっていくかと思います。ことに、産業の中でも、観光と絡めてどういうふうにもっていくかという、こういう基本的な考え方方が本町

に求められいるわけで、特に各産業の連携、からみ合わせというのを十分に検討していく必要があろうかと思います。そういう意味では、優秀なコンサルに委託をされて、もう調査とかそういう段階においては、庁内の方々と存分にこの論議を戦わせていただくと。そうすることによって、お互いが自分たちの現状をはっきりと把握し、将来どういう展望に持っていくべきかというのも庁内の方々がお互いに認識をし、把握をしながらこのビジョン策定に向かっていくという方向性が好ましいのではないかと思いますので、是非そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

次にもう1点お伺いをいたします。

ページ、13、14にこども園の賄材料が150万円それぞれに計上されておりますが、これは当初予算で計上されなかつた分を今補正で対応されているのだろうと思いますが、その内容について、なにせその経緯についてお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 茶花こども園長。

○茶花こども園長（林 健君） お答えします。

当初、予算を請求しておりましたが、その不足分の請求でございます。内訳につきましては、大体1年間で400万円ぐらいから500万円の間必要ですので、まだちょっと不足しているという状況でございます。各保育所それぞれ主に発注している店が2軒から3軒ございまして、ローテーションで発注をしております。

以上であります。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） すみません、2点だけちょっとお伺いいたしますが、まず、18ページの農林水産業費の中で、水産振興費で与論町漁協緊急貯氷となっています。整備事業補助金が組まれていますが、夏場は氷も与論の製氷施設だけでは間に合わなくて、永良部から取り寄せている状態ですが、その製氷じゃなくて、貯氷というのは、具体的にはコンテナとかそういうことを導入するという事業ですか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 漁協の方からの陳情書によりますと、既存の使用していない旧貯氷庫、前の製氷庫の隣の貯氷庫ですか。そこを再整備することによって、貯氷能力を7トンアップして夏場の氷不足に対応したいということです。

○議長（町田末吉君） 3番。

○3番（供利泰伸君） 分かりました。今までの使っていなかった冷蔵庫をもう1回稼働させるということで、これはその意味ですね。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 貯氷庫の方だけです。

○3番（供利泰伸君） はい、分かりました。

それとあと1点は、21ページの土木費の中で町道改良工事で、さっきちょっと話をしておりまして聞きそびれたのですが、ハキビナ長崎線の改良舗装というのが用地購入費にかわったのは、もちろん工事を込みで、用地購入費ということになつたのだろうとは分かりますが、その辺の説明をもう1回お願ひします。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えいたします。

先ほども申し上げたのですが、利用地面積がこれは産業振興課との横の連携をとりながら進めているわけなのですが、防風林用地も兼ねまして、今回の道路用地ということで一括して買収していくという考え方です。それで、用地は防風林全体がどうしてもやはり20メートル、鹿児島県の場合は20メートルが必要です。それに加えまして、その道路幅がまた7メートルぐらいかかりますので、合わせてやはり30メートル程度ぐらいの幅がいることということと、先ほど申しましたように、2か年にまたがって用地費を計上するわけにいきませんので、一人の方から。1か年でみんな買ってしまわなければ税金の課税がかかるという関係でそういうことになります。工事につきましては、23年度と24年度で道路自体を終えていくという当初からの考え方ではそのとおりでございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 同じく21ページの原材料費の役場前交差点改良インターロッキング代というのが250万円ですが、その説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 建設課長。

○建設課長（高田豊繁君） お答えいたします。

役場前の交差点改良事業につきましては、県の事業で今、昨日、一昨日入札が行われたようですが、補助事業の関係で、今朝戸辺りで行っている歩道のように、黒色舗装、アスファルト舗装、それしかその補助対象ではできないということです。それでここに書いてあるインターロッキングというのは、空港のターミナルビルの歩道に使われているようなレンガブロックみたいな感じの、これは材質的にはコンクリートですが、カラー舗装よりも快適性がよく滑りにくい、それから色合いが落ちないという関係で、これは与論町が原材料を出せば施工は県が行いますよということで、この事業の最初の説明会の時点から、この合意事項で進めてきたのですが、今年最終年度ということで、工事が着工されます。一応10月ぐらいから2月ぐらいにかけまして工事が着工されますけれど、その中で歩道用のアスファルト舗装にかわって、そのカラー舗装よりもグレードの高いインターロッキングを行っていただくというための材料代です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 分かりました。それから、これはちょこちょこ町民からもお聞きするのですが、もちろんこの交差点改良は県単の事業ということですが、我々も漠然とはどういうふうにして改良していくのだというのは分かるのですけれども、県単の事業とはいえ、直接恩恵を受けるのは我々町民でございますので、是非ともその改良の図面なり、設計図なり、そしてまた、予算の総額なりを我々議会にお示しをいただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成23年度与論町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

[「ありがとうございました」と呼ぶ者あり]

-----○-----

## 日程第7 議案第37号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（町田末吉君） 日程第7、議案第37号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第37号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で繰入金2,168万8,000円、諸収入85万2,000円をそれぞれ追加し、歳出では、保険給付費2,249万6,000円、後期高齢者支援金18万8,000円、前期高齢者納付金8,000円、保健事業費35万5,000円、諸支出金139万8,000円をそれぞれ追加、老人保健拠出金190万5,000円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

[「ありがとうございました」と呼ぶ者あり]

-----○-----

日程第 8 認定第1号 平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第2号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳

## 入歳出決算認定について

日程第10 認定第3号 平成22年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第4号 平成22年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第5号 平成22年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第6号 平成22年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第7号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第8から日程第15までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明ののち、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

日程第8、認定第1号、平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第7号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 提案理由を申し上げます。

認定第1号、平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成22年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成22年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、平成22年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成22年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成22年度の決算を特別監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第15 認定第8号 平成22年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第15、認定第8号、平成22年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第8号、平成22年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成22年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

#### 日程第16 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第16、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号については、議長と監査委員の福地元一郎君を除く、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号については、議長と福地元一郎君を除く、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に麓 才良君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第17 同意第2号 副町長の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第17、同意第2号、副町長の選任について同意を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第2号、副町長の選任について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第162条の規定により、川上政雄氏を与論町副町長に選任したいので、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。8番。

○8番（喜村政吉君） 人事についてとやかく言うつもりはありませんし、最高の人事だと考えております。そこで、少しだけ町長の政治姿勢についてお伺いをしてみたいと思いますが、町長は大田助役以降、いわゆる副町長を置かずにやってこられました。したがって、副町長はかつて今の副町長にあたる助役もおいて経験をされてきました。そしてまた、町制史上かつてない4期目ということで大いに町民の皆様方の町長の手腕に期待されていると思います。そういう観点に立ったとき、いわゆる副町長を置いた場合のメリット・デメリット、そしてまた、置かなかった場合のメリット・デメリットというものをどのように総括されているのか。その総括を踏まえての今回の新しい副町長の同意案件だと思いますので、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○町長（南 政吾君） 先般、第3期目を副町長なしということさせてまいりました。まず、その反省から申し上げたいと思います。一番最初に副町長の制度というのが

今まででは助役ということで置いてもいいということだったわけあります。ところが、副町長制になりまして、置くということに、基本的にはおかなければならぬという考え方のもとに、制度がなったのですが、その理由といたしまして、町長は、できるだけ副町長に権限を委譲して、町長は外交的な面を最重点でやるようにということから副町長の権限も増し、そういう制度ができたわけであります。そういう中で、与論町の場合は副町長を置かないということでやってきたのですが、一見すると全く逆のことをやってきたような感もするわけであります。しかし、この4年間やってみて、我々がどういうふうにして副町長なしでできるかということの大きな経験もしてきたわけであります。町長のやる仕事というのは、ほとんど限られた状況でありますと、副町長がしなければならない役目を課長に分散して、非常に各課長さん方に負担をかけてきたということ。もう一つは、やはり町民の意見というのがなかなか町長に直接伝わらない。やはり副町長という一つの何といいますか、ショックアブソーバー的な役目がどうしても必要だなということを痛感したわけであります。そういう点で、確かに、国の制度どおりやはりこれから首長というのがやるべきことを内政的に任せられる人がどうしても必要であるという感じもしてまいりました。途中でお願いをしたいということも申し上げてきたのですが、それが実行されなかつたということについては、非常に責任を感じるわけでありますが、私自身、4期目ができるのか、できないのかその判断がつかなかつた状況でありますと、途中からほかの仕事をやめて、助けてくださいということがなかなか決断をくだせなかつたということで、今まで町民の方に御不便をおかけしてきた。これについては、大変申し訳なく思っております。

もう一つ、またメリットという点で、これはメリットになるかどうか分かりませんが、財政的に少しは助かったのではないかという面を感じております。しかし、これから先の他の市町村とのいろいろなやり取り、これからまた国の状況を見たりしたときに、やはり副町長をお願いをして、きっちりした体制で臨まないと、大変これから乗り切っていくのに大きな問題があるのではないかという思いで、今回、こうしてお願いをしているのであります。

是非御理解をいただきまして、御承認いただくように重ねてお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 大変よく分かりました。町民の中には、いわゆる置いても、置かなくてもできたのではないかと、置かなくてもいいのではないかと、そういう考え方を持つ人もおらんとも限らないと思います。したがいまして、置いた以上は、やはり町民にも目に見えるような、それだけの町政の成果というものをきっちりとあ

げていただきたいと思います。町政始まって以来の4期目の町長ということになれば、なおさら大きいなる期待が町民の中にもあろうかと思いますので、是非町長が文字どおり、最後と思っていらっしゃるなら、なおさら最後の締めくくりこそが一番重要なことだと思いますので、全てはこの4期目にかかっていると思いますので、是非ともそのことを忘れていただかないようにして、しっかりと頑張っていただきますことを心からお願いを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、副町長の選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） はい、ありがとうございます。起立全員です。

したがって、同意第2号、副町長の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

[「ありがとうございました」と呼ぶ者あり]

—————○—————

○議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月4日、本会議であります。定刻までに御参集お願いします。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前10時40分

# 平成 23 年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 23 年 10 月 4 日

平成23年第3回与論町議会定例会会議録  
平成23年10月4日（火曜日）午前9時19分開議

1 議事日程（第2号）

第1 一般質問

2 出席議員（11人）

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
6番 本畠敏雄君	7番 坂元克英君
8番 喜村政吉君	9番 野口靖夫君
10番 麓才良君	11番 大田英勝君
12番 町田末吉君	

3 欠席議員（0人）

欠員（1人）

4 地方自治法第121条による出席者（14人）

町長 南政吾君	副町長 川上政雄君
教育長 田中重君	総務企画課長 元井勝彦君
会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君	税務課長 猿渡ケイ子君
税務対策監兼収納対策室長 池上成孝君	町民福祉課長 沖野一雄君
環境課長 福地範正君	産業振興課長 鬼塚寿文君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長補佐 池田美知博君	水道課長 池田直也君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 係長 朝岡芳正君

開議 午前9時19分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

まず、一般質問の前に、去る28日に認定第2号で副町長の選任を全会一致で承認し、昨日、就任をしております副町長、川上副町長が出席していますので、就任の挨拶を求めたいと思います。川上君。

○副町長（川上政雄君） 皆さん、おはようございます。先だっての選任議案につきましては、全員の皆様方が御同意をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

昨日、身の引き締まる思いで、町長から辞令をいただきました。早速新しい席に着くことができましたことを御報告申し上げます。

本町の現状を見たときに、90%台の経常収支比率、そして8割を占める依存財源など、まだまだ本町の財政状況は厳しいものがあります。そういうことを考えたときに、これからも終わりのない行財政改革の推進、そして後世に極度な負担をかけないような財政計画、そいつたものに取り組んでまいりたいと思っております。微力ではありますが、一生懸命努力をして町長を補佐して、すばらしい島づくりに少しでも役立つように頑張ってまいりたいと思いますので、これから皆様方の御指導をよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが、御挨拶とします。

よろしくお願ひします。

(拍手)

○議長（町田末吉君） ありがとうございました。頑張っていただきたいと思います。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

○議長（町田末吉君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

順番に、発言を許します。

2番、林 隆寿君。2番。

○2番（林 隆寿君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○2番（林 隆寿君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。その前に、町長、4期目の御当選おめでとうございます。また、川上氏の副町長就任おめでとうございます。今後とも4年間、しっかりお願いしたいと思います。

それでは、早速質問させていただきますが、4期目の当選に伴いまして、「共に創ろう 未来への懸け橋」をスローガンに、第5次総合振興計画を推進するため、

これから4年間、町政のかじ取りをされるわけですが、そこで、産業振興策について一般質問をさせていただきます。

私は、30年近く営農活動に携わってまいりまして、農業の振興にこそ与論町の発展があると信じ、農政活動に打ち込んでまいりました。しかし、与論町の全耕地面積が1,000ヘクタール弱、並びに、農家の1戸当たり平均耕地面積が1ヘクタールにも満たない農業環境がネックになって農業全体の粗収益が伸び悩んでおります。また、目の前にTPP問題が立ちはだかっております。TPP問題は、まだ現段階ではどうなるか分からぬ状況下にありますが、避けて通れない可能性がございます。もし、TPPに加盟が決定した場合、さとうきび、畜産あるいは全品目に大きな打撃を受ける可能性は大いにあります。このような状況の中で、与論町経済の将来を見据えたとき、あらゆる産業に活力を与える観光産業を起点とした思い切った振興策による経済再生が急務である、と私は考え通告書のとおり質問をします。

### 1 産業振興の方策について

(1) 4期目の町政運営に当たり、観光産業を与論町における地域の経済成長を担う牽引車的役割を果たす、いわゆるリーディング産業として位置づけ、1次産業と一体化した経済再生プロジェクトチームを設置し、その振興策を講じていく考えはないか。この1点について質問いたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひします。お答えする前にひと言申し上げたいと思いますが、ただいま副町長、川上副町長から御挨拶がありました、共々に皆さんの御指導・御協力の下頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

島の経済の浮揚は、外貨を稼げる観光産業の振興が不可欠であり、第5次総合振興計画の策定に当たり、銳意関係者と意見交換を重ねてきたところであります。具体的には、観光誘客対策、受入対策、与論独自の観光地づくり、ヨロンマラソンの充実発展、推進体制づくりなど、多岐にわたる検討を重ねてまいりました。

また、外部からの客観的な意見も取り入れる必要があることから、財団法人地方自治研究機構との共同研究調査事業で与論観光ルネサンス計画策定に関する調査・研究も併せて進めてまいりました。その基本理念の中で、本町が取り組むべき観光再生は、観光産業の再生だけでなく、地域社会の活性化そのものであり、地域社会における豊かな島暮らしの価値を再生してはじめて、持続可能な観光産業が再生できると位置づけており、観光再生を担う戦略体制づくりが急務とされております。

なお、奄美群島広域事務組合において、奄美観光と物産の一元的組織の設立準備委員会が発足いたしました。また、本町におきましても、今回の第4号補正予算で認めていただきましたとおり、農業及び関連産業ビジョンを策定することにしております。御指摘の件につきましては、これらの事業等とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 今答弁をされておりましたが、その中で、奄美群島広域事務組合において、奄美観光物産一元化組織の設立準備委員会というものが発足されるということですが、私は、広域事務組合への質問ではなく、与論町だけでどうするかということで質問をさせていただきます。

再度、経済再生プロジェクトチームの設置について伺います。

その前に、私はこういう晴れがましい席に立つと、上がり症なものですから、ついで10の聞きたい項目があつても、その1つも聞けないという上がり症なものですから、原稿を読みながら質問したいと思いますので、どうかそれについては御理解いただきたいと思います。

私は、この質問は観光業の推進だけではなく、観光振興を基点とした、南町長が今答えられました、この与論町全体の経済再生対策について、その構築をどうするかという目的で質問をします。そのためには、観光産業の振興は1次産業との密接な連携なくしてはあり得ないという考え方から、通告書には観光振興でなく、産業振興の方策というふうに書かせていただいたところであります。

まず、観光の語源というのは、今から2000年昔に遡ると言われております。中国の古典の中に観国の光、観光の觀に日本國の國と書いて観国の光、要するに、それは地域の優れたものを見る。見せるということから、そういう言葉から、観光という語源になっているというふうに、調べてみたらそれに書いてございました。

さて、観光産業とは、人の交流や物質の需要を高め、消費額の増加を促し、他産業にとって大きな影響を与えることは当然のごとく周知されていると思います。今、注目の高まる観光産業、これは日本では観光庁がつくられ、平成20年から国でも観光産業に対する位置づけが上がってきております。団体旅行から家族や友人、共通の趣味を持った同人など、個人・グループ旅行へと形態が変わってきております。ものづくりの現場を訪れる地域の人々や生産に携わる人々の触れ合いや交流を介した見学と体験と、そこに生まれる知的充足感がポイントで、旧来型の物見遊山から、知的好奇心を充足する観光という産業としての観光への期待が高まってきております。

また、観光産業には、地域固有性、地域特性としての自然風土としての交わり、

歴史・文化との関連性、産業立地などの地域性を反映し、地域でのストーリー性が必要であり、一番重要であると言われております。正に私どもの農業、昔からの栽培作物であるさとうきび、これが栽培されたその歴史、持ち込んだ歴史というのも、大きな観光資源の一つになるのではないかと考えております。

今、第6次産業というものが盛んに呼ばれておりますが、第1次産業に付加価値を付けて、それに加工、流通を複合化させるというものであります。全国各地において、第6次産業による地産地消運動が盛んに取り組まれております。与論町においては、農商工連携事業というのが導入されて、今事業展開されていると思いますが、今農林省と経産省が公表している農商工連携事業は、日本全国で大変すばらしい実績あるいは事業展開をしているところが88箇所あって、インターネットで紹介しております。それぞれの特性を生かした特色ある事業展開をして、まず農畜産物や水産物を利用した新商品の開発、そして新サービス、新しいサービスの提供、そして新しい生産方式や販売方式の開発、そして大学研究機関との連携という、こういう項目で全国各地でいろいろな展開をされております。このような取組を行っておりますが、また、この取組は雇用創出にも一役買っております。そういう起業をして、そこに10人、20人ほどの雇用をするという企業はたくさんございます。一つの例として、一応88の事業例を持ってきたのですが、これはまた皆さん方のほうがよくお分かりだと思いますので、細かいところまでは、細部までは申しません。与論町において、この農業、観光、商業の連携にもっと本格的に取り組み、与論町全体に浸透させる必要があると祈願するわけであります。そのためには、観光と1次産業などのコーディネートの得意な人材を誘致し、徹底したマーケティングリサーチを行い、それぞれの改善すべきテーマに沿って企画、立案、実行する経済再生グループ、プロジェクトチームを組織して、そうすることによって問題解決を図っていくとともに、若い職員には他の市町村との人材交流によって、産業振興の専門知識等を学ばせる。又は、そういう専門知識を持った外部の人材を投入して、新しい発想を吹き込むなどの政策を展開し、将来への展望を広くして決断すると、そういう時期に今きているのではないかと私は思います。そういう有能な外部の人材獲得などにも積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問のとおり、観光とひと言で言っても非常に幅の広い、奥の深い産業でありまして、1次産業、2次産業というのは簡単に説明がつくわけですが、3次産業になりますと、もういろいろな分野の支え合いで初めて成り立つ産業であるということかと思います。おっしゃるとおり、観光の3

要素と言われるのは、まず食であります。そして2番目に観る、そして3番目に体験をする。これが3要素と言われてきているわけでありますが、今までの観光の流れが時代に応じて大変複雑化し、多様化してきている中で、受入れ側としてどのような対応ができるかというのが、最も重要な課題だと考えております。ただいま議員がおっしゃいましたとおり、まず第一の食について、これをどうするかというのが、与論の大きな観光の課題だと今まで考えてきましたし、これからもそれは変わりないという考え方をしております。したがいまして、私どもの与論町の農業を、1次産業を考えたときに水産と農業があるわけでありますが、面積的に非常に制限されているという点で、効率化ができないと。簡単に申し上げますと、土地改良は相当進んできています。66パーセントまで進んできておりまして、一時ともう比較にならないぐらい進んできているわけでありますが、なかなかそれに応じて農業所得が上がっていない。一昨年は24億円近くいってましたが、昨年がまた18億5,000万円というふうな具合で上がったり、下がったりでなかなか上がっていかないという面もあるわけであります。これを何とかして観光に結びつけて、所得を上げることができないかと。観光も合わせてですね、再生すると同時に農業面もできないかというので、先般の補正予算で、農業及び関連産業のビジョンづくりを立ち上げたいということで、今その計画をしている最中であります。また、観光そのものについては、体験型あるいは観るということについては、観光ルネッサンスということで、まずは過去の反省からして、誰がどのようにすればいいかという具体的な策まで全部細かく練り上げて、やっと今年出来上がったわけであります。それをこれから実践してまいりたいという考え方をしております。特に今までですと、エージェントがおられまして、エージェントがあり、キャリアがあるという形で、主にエージェントに頼ってやってきた観光内容でありましたが、今度はお客様自身が直接インターネットあるいは携帯電話で交渉するということで、もう時代が相当変わってきておりますので、宣伝の仕方も根本から変えていく必要があるということで、その検討も今やっているところであります。これから総合的に観光が与論の産業のリーダー的な位置を占めるようにということで、そのことがまたあらゆる産業につながっていくと。与論の産業につながっていくという確信をしておりますので、今後頑張ってまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 今、大変有り難いお言葉をいただきましたが、私が言っているプロジェクトチームというのは、大変これからのものの考え方、あるいはこういう行動の仕方というのは、今までの概念を全部ひっくり返して、新しい挑戦をすることから、これを言ってるわけであります。今までの経験に基づいて、また新

しいことをするということで、昔の、前のこととは全部否定するわけではございませんが、昔の理想があり過ぎると、前になかなか進めないということから、このプロジェクトチームについては、思い切った政策ができる、そういうチームをつくっていただきたい。与論町の若い人たちを見ますと、優秀な方がたくさんいます。また、もったいないなという方々もたくさんおります。そういう方々を何とかして経済再生に役立てるようなことに導いていただきたいと思います。私は、この観光ルネッサンス策定に関する調査研究報告というのは、よく見させていただいたのですが、中には、たくさんのいろいろな方面・方向からの私どもがああそうかという、もう目からうろこのような御意見もございます。中には、農業が基本であると書いてあるものもあります。一部抜粋してみましたので、読んでみます。「農業が島の基幹産業であり、農業なくしては地域の活性化も観光再生もない。農業の営みと農家の暮らしによって培われてきた生活文化を再発見し、持続可能な農業を育てていく必要がある。」。それともう1点は、これは恐らく与論町が大好きな観光客の意見だと思いますが、「人口よりも多いといわれる牛の飼育をしているにもかかわらず、地元で与論牛を食べることができない。地産地消という最重要ブランド力が欠如している。」という指摘があります。私どもも何回かこの与論ブランドというのを作つて、肥育したいという構想で考えたことはあったのですが、なかなか実行するまでには至らなかったということがございました。しかし、5,000頭以上の牛を飼っているこの大きな産地の中で、このブランド化、ブランド力というのを發揮するためには、与論牛というのをつくっていくべきではないかなと。将来においては、そういうことも視野に入れた、そういう考えも持っておくべきではないかなということで、ここにも指摘されておりるので、外から来た人は、牛がたくさんいるから、与論牛というのを食べられるのだなと期待して来られる方もいらっしゃると思いますので、そういうことも考えて、何と言うか、観光資源づくり、あるいはお土産の思い出づくりということも、お土産品というのも大きな観光資源の一つですからね。あのお土産を、与論にある特産品を買いたいということで、わざわざ来る方もいらっしゃるわけですから、そういうことも考えていただきたいなと思います。

農業に関しての一部を抜粋したのですが、ほかにもいろんなところからの確な指摘がございました。しかし、この指摘事項を一度に改善しようとすると当然これは無理がきますので、それぞれの担当、関係機関で検討しますと、それぞれ立案実行しても的外れな対策になりかねないという心配もございますので、縦割りではなく、横割りの再生プロジェクトチームをつくって、今後取り組んでいかなければいけないのではないか。それが急務ではないかと私は考えますが、もう一度お聞きします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今おっしゃったとおり、与論の場合、ほかの地域と違っているのが、畜産が非常に盛であること。畜産の問題については、今言われました、ブランド化という問題が一つある。これはプラス面だと思いますが、マイナス面としては環境汚染がついてまわるわけであります。一時は観光をやろうと言いながら、その観光に反比例する畜産をなぜ推進するのかという声も相当聞いたわけありますが、私どもとしては、環境問題をどう解決するかがこの8年間の大きな課題で、やっとそれが落ち着いたのではないかと思っております。それから、プラス面となるブランド化という与論牛の生産は、業者の方がまず廃牛からやってみようということいろいろ試行錯誤されたり、今もやっておられるのですが、肥育技術の面ですぐにできる問題ではなくて、畜産課の方々と相談して、補償の問題とか、いろいろなことを考えていかないといけないのではないかと思っているわけでありますが、それも含めた形で、今回全体的に大きく出る前の下調べも兼ねた形で、農業及び関連産業は、漁業も観光もですが、それを網羅した現状調査と過去の調査をして、これからどうするかという具体的な案を練ってから、実際の活動としては、今おっしゃたようにリーディング産業になれるような、産業づくりのプロジェクトチームをつくる必要があるのではないか。これは第二段階で、今年いっぱいは調査・研究をやってまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 環境という言葉が出ましたが、牛を飼えば環境に関する問題が発生します。しかし、逆転の発想です。牛を飼っているながら与論町は環境にすごく熱心で、環境の整備ができているという、そういう島にすれば日本全国からも注目を浴びるだろう。あんなに牛を飼っているながら環境はすばらしい、そういう島にすれば、一つの大きな産業、観光資源にもなります。そういう逆転の発想なんです。一步進んだ、そういう発想を持ったプロジェクトチームをつくっていく。今まで私どもはいろいろな経験をして、それをたくさん持ってはいるのですが、それから先になかなかいけない。観光を進めようということでやっているながら、入ってくるお客様はだんだん尻すぼみですよね。それは何でかというと、政策が当たっていないからです。実際に得ていないということですから、それを踏まえて、発想の転換をしていかなければいけないのではないか。縦割りではなくて、横割りのプロジェクトチームをつくって、推進していくなければいけないと思いますので、是非お願いしたいと思います。

それから話は変わりまして、今、東日本大震災により多数の方々が被災に遭われ、人と人の絆や人への思いやりが見直されております。そして、心の癒しを求めております。我が与論島は、そのような人々への癒しの場を提供する絶好の場だと思い

ますが、しかし、そのことをうまくアピールできていないのが現状ではないかなど思います。そこで、プロジェクトチームでそういうことも考えて、一つ一つの課題を組み立てていって、問題解決をしていただきたいと思います。

実は、ある観光客の言葉なのですが、しょっちゅう与論島に来られるお客さんなのですが、「与論島はパナウル王国という国名を持っていながら、海には珊瑚がない。陸にも花がない。昔はよかったのに。」と、ぽつんと言われて大変私も気にしているのですが、やはり耳が痛い。そういう言葉でございました。これは長年与論島を知り尽くして、毎年遊びに来られる、2、3年に1回遊びに来られる方の言葉なものですから、すごく効いた。心が痛む話であります。このことも調査項目の中で指摘されております。与論町は花が少ない。こういうことは一遍にはできないのですが、今与論島には何が必要なのかを調査・研究し、一つずつ解決して、確実にそれを実行し解決していく指導力というか、行動力というかを発揮できるプロジェクトチームが必要なのではないかと思います。

本来、観光地として定着するためには、お客様にまた訪れたいと思わせる魅力的な島の文化、観光資源、買って帰りたくなる農水産物、お土産が充実していかなければならぬことは、当然分かっていると思いますが、そのためには何度も言いますが、経済再生プロジェクトチームで企画立案して、そして、おみやげ品等を作る場合でも、先ほどの農商工連携事業で日本全国でやっている例を見てみると、みんな企業なりを興しているのです。企業化して、10人、20人雇用して、地元の特産品を利用した特産品を作っている。そういう事例がたくさんございます。そういうのを参考にしながらやっていかなければいけないのではないかと。そして、それを全国に発信する。発信は今、インターネットでいろいろ出せるのですが、私が重要だと考えているのは、町長によるトップセールスです。私は、町長によるトップセールスがインパクトを与えると考えております。

そこで、先ほども副町長の御挨拶にありましたが、私は早く副町長を決めていただいて、町長はトップセールスに専念していただきたいと考え提案しようと思ったら、今回こういうことになったものですから、大変喜んでいるところであります。ある人たち、ほかの人たちにトップセールスの話をすると、町長がトップセールスをしてお客様を呼べるんだったら苦労はないですよ。できるはずがないとおっしゃいますが、しかし、私はそうではなくて、町長がトップセールスをすることによって、産業を再生するんだという意気込みを町民に対して示すことになる。その熱意を町民に示すことによって、トップセールスの中には農産物、水産物等の販売促進も入っておりますが、町民が産業再生に一丸とならないといけないというムードづくりをすることによって、産業再生に向かっていけるのではないか、私はそういう

う効果があるのではないかと思っております。町長が掲げられました、我が愛する島で子や孫と一緒に住める島づくりの実現をというのは、そうして実現できるのではないか、と私は思います。いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私も観光関係をずっとやってきてまして、35年間ですか、やってきてまして、観光については、本当にそれこそやってきたわけであります。町長に就任してからも、できるだけトップセールスという形でやってきたわけであります。幸いに高齢になったためといいますか、交通機関の恩恵を受けて、費用も少しで行けるようになったため、できるだけ行くようにしていますが、島を空けるというわけにはいかない面もありますが、御承知のように観光というのは、タイミングを失ってから宣伝しても全然意味がないわけです。セールスのタイミングを逃してしまうと、例えば、8月から9月の初めまでの間にセールスしないと、幾らやっても成果はゼロなのです。観光は、下半期・上半期の二つに分かれています、そのタイミングを失うとどうにもならない面があるわけです。費用的な問題もあって、それに対応できなかつた面もあるわけですが、副町長が就任しましたので、今度は効果のあるセールスができるのではないか、心がけてやってまいりたい。

また、島の関係者の方々とも、直接観光業者の方々については、痛い思いをしないとお客様を大切にする心は芽生えないということを強くアピールして、一緒にセールスしてまいりたいと考えております。今後は、実践あるのみということで頑張りたいと思いますので、ひとつ御指導をよろしくお願いします。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 昔は、上半期、下半期だったのですが、今は1年中ですから。

○町長（南 政吾君） 1年中ですか。

○2番（林 隆寿君） はい、1年中トップセールスを行っていただきたい。

○町長（南 政吾君） パンフレットづくりは、上半期、下半期とまだあるんです。

○2番（林 隆寿君） 与論町は、これからは1年中を通して観光の島なんだという認識を持って、やっていただけたらと思います。

実は、第5次総合振興計画策定に係る調査の中で、167人の高校生にアンケートをとられましたよね。そのときに、よく見たら分かるのですが、与論町に住みたいという高校生が33.5パーセントいます。そして、その他の地域に移り住みたいと回答した高校生の中には、収入のよい仕事がないから、自分がしたい仕事がないからというのがあって、合わせると47パーセントあります。これは裏返して言えば、仕事があれば、与論町に住みたいということだと思います。数字にすると70人以上いる計算になるのですが、そういう子供たちは、こういうふうに思ってい

るのではないかと思います。与論に生まれて、与論に育って、与論で結婚して、与論で子や孫やひ孫を見て、そして与論で最期まで過ごしたいと。そういう気持ちで、高校生は与論に住みたいと思っているのではないかと思っております。

町長が所信表明で述べられました、全ての町民が希望を持って安心して住める、実りある島づくりということを述べられましたが、是非実現していただいて、高校生の気持ちも酌み取って、希望がかなえられますよう政策提言いたしまして、最後に、町長の決意を聞いて質問を終わらせていただきます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに私もその調査は見たのですが、ただいま議員さんがおっしゃったとおりだと私も感じますが、企業誘致は、立地的条件がございまして、いろいろな制約を受けた形での企業しか誘致できないので、就職したくても自分に合わないのが相当ある。今、実際に日本マルコさんに来ていただいていますが、募集してもなかなか人材が得られない、希望者がいないという、合わないところがあるわけです。観光産業というのは総合的な問題でありまして、そういう点の解決は産業を興さないとできない。個々の企業誘致である程度はできるが、十分な対応ができるとは言えない感じを大変持っているわけであります。今後、できるだけ多くの企業をいろいろな形で誘致してまいりたいと思っております。今も進めているところですが、最終的には産業興ししかないということも考えつつ、今後、観光産業については、これまで以上に本格的に頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 企業誘致ではなくて、先ほども言いましたように、農商工連携事業に徹底的に取り組むことにより、農商工連携によって、企業連携によって立ち上がる、起業できる。そういうことができます。そうすることによって、企業誘致ではなくて、雇用を促進するということで、私はこの農商工連携に取り組んでいただきたいと言っているわけですので、是非強力に推し進めていただくようお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） これで、2番、林 隆寿君の一般質問は終わりました。

次に進みます。

次は、1番、川村武俊君に発言を許します。1番。

○1番（川村武俊君） おはようございます。日本共産党の川村武俊です。

先の奄美豪雨災害で被災された方々に御見舞いを申し上げます。「3・11から日本を問う」というインタビューの中で、「新しい日本のビジョンを示す今が大

事なときです」と語るのは、元セゾングループ代表の堤清二こと作家の辻井喬さんです。「これまで日本はだめだよ、人々は権力に弱く、忍耐強く歯をくいしばって、我慢をして、御上のお役に立とうとするばかりで、だから日本に革命は起こらないと思っていたんです。ところが、今回の災害で被災地の人たちの忍耐と連帯、公共のために役立とうとする美德が大きな力を發揮していることに感動しました。この日本人の伝統は弱さではなく、強さに反転し得る長所だと気付かされたのです。また、被災地の知事や市長、町村長が住民のために必要な予算は即断で決裁している様子を見て、地方自治という維新がいつのまにか根付いたことにも感動しました。上からの押し付けではなく、住民のすばらしい特性を評価し、力を貸していくのでなければ真の復興はできないと思います。本当の豊かさとは、女性も若者も一人一人が従前に能力を発揮することでしょう。そして、人間的な環境をつくれるゆとりのある生活が送れること。家族と一緒にいられる時間、子供たちと遊べる時間が保障されていること。水や空気、土壤、食べ物の放射能汚染におびえることなく、お母さんが安心してもう一人子供が産める社会であること。今、災いを転じて福となす大きなチャンスでもあります。人間的な豊かさの実現を新しい国基礎に定めて、復興の一歩を踏み出さなければならないと思います」と、締めています。

それでは、以上のことと踏まえて、2011年度第3回定例会において、先般の通告に基づいて一般質問をします。

### 1 農業振興対策について

- (1) 政府は、平成24年度から新規就農者の支援策を検討していますが、それに合わせて、本町においても独自の支援を行う考えはないか、お伺いします。
- (2) 食・生活の安全と基盤強化を図るために、「町民総兼業農家（自給的農家）によるグリーンライフ」を推進していく考えはないか、お伺いします。

### 2 環境対策について

- (1) 地下水の水質保全を図るために生活排水の適正処理、農地への施肥低減と流出防止、家畜ふん尿等の処理も肝要であるが、対策の一つとして植樹を推奨していく考えはないか、お伺いします。
- (2) 本町の汚水処理人口普及率は低いが、その課題はどこにあるか、また、市町村浄化槽整備推進事業の導入を図り、設置者の負担軽減を図る考えはないか、お伺いします。
- (3) 作物の生育に合わせて溶け出し、地下への流出を極力少なくする緩効性肥料、施肥を推奨していく考えはないか、お伺いします。

### 3 子育て支援対策について

- (1) 子育てに係る経済的な負担を軽減するために、「子育てプレミアム商品券」

を発行し、支援していく考えはないか、お伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、1－(1)についてお答えします。

国の新規就農者支援関連事業につきましては、採択要件が厳しく、経営規模が小さく、専業の新規就農が少ない本町の実情では、活用が難しい状況にあります。現在、町の支援策としては、4Hクラブを通じた新規就農者や農業後継者への技術向上のための研修会や、関係機関や優良農家等の情報交換等の支援を中心に行ってています。今後は、農業基礎講座や優良農家での研修制度などを充実させ、農業経営に必要な知識や技術の習得、向上を図るとともに、施設整備につきましては、園芸施設整備支援事業等既存事業の活用を進めながら、新規就農者の支援を進めてまいります。

次に、1－(2)についてお答えします。

町民総兼業農家構想は、食・生活の安全と基盤強化ばかりでなく、地産地消や特産品開発を推進する上でも重要な振興策と考えます。このため、農家園芸の普及拡大や既存の直売所の生産者拡大、自家生産野菜を出荷できる地域単位の場所の提供などを検討し、生活研究グループと連携を図りながら推進してまいります。

次に、2－(1)についてお答えします。

地下水の水質を悪化させる生活排水、畜産ふん尿、農業肥料の主な成分であるチッソ化合物やリン酸塩は、土壤中で微生物等により分解され、植物に吸収されるため、地下水の保全対策として緑化は有効であり、植樹の推進を図る必要があります。生活排水や農業肥料は、通常の降雨時には一時的に農業用ため池に集水され、再利用により、その一部は植物体の構成源となり、地下水汚染を低減していますが、沈砂池や農地から地下浸透する分が地下水汚染に大きく影響しているものと思われます。これに対し、植樹は、木の根張り効果により、農地からの緩やかな地下浸透を促し、植物の汚染物質吸収が促進され、地下水汚染を低減できると考えられます。これまでも推進していますが、耕地防風林植栽を今後とも推進していくことで、地下水の保全とかん養を図ってまいります。

また、地下水の水質保全については、飲料水を地下水に頼っている本町にとっては、大変重要なことであり、本町は地下水保全の一環として、浄化槽設置整備事業を推進し、生活排水による水質汚濁防止に努めているところであります。御質問のとおり、地下水の水質保全に植樹が大変有効であることは全町民が認識しているところであり、今まで推進してまいりましたが、更に推進してまいります。

次に、2－(2)についてお答えします。

川村議員が御指摘のとおり、本町の汚水処理人口普及率は、大島郡内において低い状態になっております。普及率が低い一番の理由は、合併浄化槽を設置する際の設置者個人負担額が大きいのではないかと思われますので、今後、設置者の負担軽減を図りながら、普及率の向上に努めてまいりたいと思います。

続きまして、浄化槽市町村整備推進事業の導入についてであります。本町は、これまで個人設置型の浄化槽設置整備事業を推進しており、市町村が事業主体となる浄化槽市町村整備推進事業を導入するとなると、これまで個人設置型で整備された設置者と負担額において、不公平感が生じるため、浄化槽市町村整備推進事業の導入は難しいと思います。よって、現在、実施している個人設置型の浄化槽設置整備事業を推進しながら、設置者の負担軽減についても努力してまいりたいと思います。

次に、2-(3)についてお答えします。

化学肥料については、即効性と緩効性があり、さとうきびの場合、これまで価格の面から安いとされる緩効性を使ってまいりました。近年、緩効性肥料の収量調査等の試験も行われており、データによると、緩効性肥料を利用した場合、5ないし10パーセントの収量増があるとの結果も出ております。このほかにも、肥料の効果期間が長いことから施肥の回数が低減できることや肥料成分の割合が高く、施肥量を少なくしても同じ収量が得られること。作物の生育に合わせて溶け出すので、降雨量により肥料が地下へ流れ出るのを少なくできるなど、增收効果や省力化のメリットが高く、地下水や海洋汚染の軽減にもつながることから、さとうきびの施肥設計については、緩効性肥料の使用を進めており、今後とも研修会等での啓発を進めてまいります。

最後に、3-(1)についてお答えします。

第5次総合振興計画の重点プロジェクトの一つとして、子宝プロジェクトを位置づけ、誰もが安心して子供を産み、ゆとりをもって健やかに育てるための支援体制づくりを進めているところであります。今年度から子育て支援給付事業を実施しております。御提案の「子育てプレミアム商品券」については、幾つかの自治体で実施されているようですが、実施に当たっては、商工会等の関係団体との協議も必要であり、今後、事業の効果を含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 専業農家の基盤強化を図るために、やはり以前にも町長が御指摘しているとおり、後継者づくりが大切であり、また、新規就農者への対策の必要性もあるかと思います。それで、この問題を解決するためには、どのように進めていくかということですが、私は資金等の支援が必要であると思っておりま

す。例えば、京都辺りでは、新規就農者に毎月15万円ずつ補償を付けて、5年間きっちりやれるような独自の政策も打ち出しております。しかし、これを町独自でやるとなると、かなりの財源が必要になってくるかと思います。そこで、24年度から國の新規事業が出ていますが、御答弁にもありましたとおり、なかなか狭い与論町には適さない。しかし、だからといって諦めちゃいけないのでよ。関係省庁に与論に合った支援策をしていただきたい。こういうときだからこそ働き掛けていかなきやいけない。このように思います。町長、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりで、これは國の政策としても規模を設定すること自体が、不公平につながるのではないかと思います。その点は規模が小さくてもできるよう運動してまいりたいと思います。これは奄美全体でやる必要があると思いますので、やってまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非ですね、私ども議会の方でも働き掛けでまいりたいと思いますので、執行部側としても奄美全体を含めた形で運動していただきたい、このように思います。

また、この前の新聞では、認定就農者制というのが与論町の場合は活用されてないということですが、どういった関係で活用されていないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） すみません、もう一度、認定就農者について。

○1番（川村武俊君） 認定就農者制というのを県のほうで、新規就農者経営という形で進めていると思いますが、大和村、宇検村、与論の3町だけは取り入れてないということなのですが、それについて。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 初めて聞く制度でございまして、多分、その要件に合わないので、利用されていないのだと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） そうですね、この項目を見るとかなり厳しい設定になっているとは思いますが、こういった制度も柔軟に活用できるよう、できれば農協さんと連携しながら進めていただければ有り難いと思います。

最近、若い方が島に来て、農業に携わっている方がかなりいらっしゃいますので、支援できるような制度を講じていく必要があるのではないかと思っております。

昨日の新聞だったかに、離島支援に交付金を創設するということで、農協や漁協などの団体を対象に、島内を配送するトラックや海上輸送の際の荷物を大口化する

コンテナ、荷物を集中管理するための大型冷凍庫の購入費、倉庫整備などに係る費用の2分の1を自治体を通じて支援していくというのが載っておりますので、なるべく活用されて、農産物の流通に係る支援をしていただきたい。町長、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私も新聞で見たのですが、まだ決定はしていないことですね、検討しているということですので、私どもとしては、特に漁業面なんかで活用できたらと思いながら見たわけですが、検討してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） こうした県や国の制度に合わせて、町の方も極力支援対策を講じて、長期的に支援し、足腰の強い専業農家を育てていただきたいと思います。町独自で、例えば、こういったことをやっていくつもりだというのがございますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 規模的に今度の交付金問題でどうなるか分かりませんが、小さい規模のものでは、漁協の冷蔵庫は緊急を要するということで先般お願いしたわけですが、やりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非、後継者がきちんと育つような環境をつくっていただきたい。それにより将来基盤の強い農業ができると思いますので、お願いしたいと思います。

続きまして、町民総兼業農家のグリーンライフについてですが、おもしろい記事が載っていましたので、これを紹介しましてから質問に移りたいと思います。

米原万里さんの「ロシアは今日も荒れ模様」というエッセイ集の中で、「ソ連邦」という巨大な国家が崩壊分裂しても、ロシアはなぜ平然としてロシアであり続けられるのか。体制が激変したというのに、人々の暮らしひはなぜ揺るがないのかということで書いてありますが、週末であれ、長期有給休暇であれ、都会に在住するロシヤ人が大統領から掃除婦のおばさんまで、老いも若きも決まって過ごすのは、ダーチャという名の郊外のセカンドハウス、ビラと呼ばれるにふさわしい、豪華な邸宅もあれば、楽園に掘っ建て小屋程度のものまでいろいろあるが、そこで大多数のロシア人は農業をやっているのだ。エリツィン大統領夫人のナイナさんがダーチャのトマトの熟れ具合やキュウリの出来が気になって夫の外遊にも付き合うのを広く嫌がるのは有名な話だ。このように、ロシアをロシアから締めているもの、それは政治でも軍事でも経済でもなく、女性を中心に営まれている1億5,000万総兼業農家によるグリーンライフ、1日として欠くべからざる、命と生存のための食料は、

まず我が手で耕し、種をまき、収穫するというかつての我が国でも当たり前に行われていた暮らしの基本がロシアでは今なお健在だった。取得の60パーセント以上を自ら生産し、消費するという自給的農家の存在と、最大の生活インフラにして、最大の安全保障の拠点、ダーチャこそが強いロシア、搖るがぬロシアを根底で支えている」というちょっと本の抜粋ですが。

それともう一つ、沖縄のやんばるに暮らしてきた90歳のおばあたちがその体験から導き出した、高齢者社会にとって一番大切なものは何かという、こういった統計がありますので、一応これを参考にしたいと思います。

1つ目に、アタイを持つこと。つまり、自給の畠を持つということ。2つ目に、日々ユンタクをすること。3つ目に、ユイマールで互いを支えること。4番目に、テエゲで生きること。そして5番目に、共同店を持つこと。こういったことが挙げられております。

そういったおばあたちですね、食べ物は何かと質問しますと、決まって、食は命薬（ぬちぐすい）という答えが返ってきたということです。食は命の薬であるという明確な考え、また哲学をきちっと持っていたということです。こういったのが元気を支えている源だと思っています。これを進めることによって、少量多種を実現して、多様な食材確保が出てくると思います。それは加工と合わせ、観光にも寄与すると考えています。そしてもう一つは、これから進んでいきます高齢者の生きがいと健康を支える上でも、こういった取組が一番大切ではないかと、この2点の資料から私は提案したいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 昔は与論も、日本全国そうだったわけですが、戦後は持分持分ということで、国の復興ということで、細分化され、農業をやっているところはやっている。極端な状況になってきて、最近はまた、災害等いろいろな問題が起きて、また昔のようなことが必要ではないかと今言われているわけですが、観光関係などでも、特に家庭菜園を充実させたお客様のもてなし方は、一つの大きな観光資源にもなるのではないかと思っています。その点は特に与論の場合、食の問題がたくさんございますので、その一環としても進めてまいりたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） この家庭菜園、小さくてプランターでできるわけですから、進めていただきたいと思いますし、また、教育長、学校でも子供たちにも勧めて、親御さんと一緒に体験できるようなことをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 今、各学校で農業体験ということで米作り、さとうきび作りなども細々とではありますが、一応やっています。

今、御指摘のとおり、それぞれの農繁収穫期に子供たちが畑に出て一緒に親子そろってきび刈りの活動に従事している風景を時々見かけるわけですが、それもごく一部の農家の方でございまして、最近は機械化が進んで、なかなかそのような体験をする機会がないのが本当に残念であります。しかし、人間性を培う意味で農業体験は極めて大事な体験ですので、できるだけ、各学校に農園を設置して、具体的に体験ができる場づくりは、極めて大事なことだと認識しております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 最近直売所がかなりあります、そこを回ってみると、お年寄りの方々が元気で笑顔を振りまきながら取り組んでいらっしゃるところを見ると、生きがいになっているのだと思います。以前御質問したことがあったのですが、町長の方から、町としても直売所の計画があるということを耳にしたのですが、計画はまだお持ちでしょうか、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 販売所の中心になるところを造りたいということで、それは持っております。今年は、液肥センターを造ってから、その次にしたいと考えています。場所的な問題がありまして、液肥センターもどこにとは決定していないものですから、液肥センターを造ったら場所が決まってくるのではないかと思っておりまして、次にやろうという計画をしております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非、実現していただきて、高齢者の方々が生きがいを持って元気で活動されている島づくりを、農業を通して進めていただきたいと思います。次に、環境対策についてお聞きしたいと思います。

地下水の保全は、私はことあるごとにお聞きしているわけなのですが、町民のほうからも将来の地下水を心配されている声が多くあるものですから質問させていただいているのですが、地下水の保全は、飲料水ばかりでなく、農産物にも大きな影響を与えてくるものと思っております。典型的なのは、最近の福島原発の問題で、放射能を浴びた農産物というのは市場の競争には全然残らない。このようなことでありますので、将来的に水もこうなってくると思います。汚染された水を使用した、例えば、牛とか野菜とかは市場においても競争には勝てない。近い将来、こうなつてくるかと思いますので、これから地下水を保全していかなければならない。このように思い、質問しているわけです。

そこで、まず1つ目に、緑化計画についてお聞きしたいと思いますが、将来、島

全体の何パーセントを緑化する予定で進めておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） そういう計画は今のところ立てておりません。私が町長になつたときに、構造改善事業の一番の目的は、持っている土地をできるだけ集約するのが一つと、もう一つは、防風林を植えて、地下水対策も兼ねて防風をやるという目的で、工事の際にいろいろとお願いしたのですが、全くそれが実現できなかつたというのが大きな反省点なのです。面積が相当減るものですから、なかなか農家の方々に理解してもらえなかつた。島の宿命だとも思つてゐるわけですが、今はできるだけ植栽をということで、苗を配布して、1本でも多く植えてもらいたいとやつてゐるだけで、将来の計画というものは立つておりません。これは早急に検討する必要があると思っています。

それともう一つ、植栽は地下水の問題も大きな問題ですが、TTPの問題がありまして、農業がどう変化していくかが非常にこれからの大変な問題になってくる。そのときに、今やつてゐるキビに変わるものといたときに、果たして今の土地が利用できるのかどうかという問題も含めて、計画を根本的にする必要があると考えております。

先ほど申し上げました農業とほかの産業とを組み合わせる中で、検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） TTPの問題は、農家にとっては大変な問題ですが、与論の場合はこういった流れの中で、専業農家は大切ですから、これはこれできちつと支えていかなければならないわけですが、大多数の兼業農家をきちつと育てていくのも、新しい農業の在り方ではないかと思っています。

そこで、植樹の件に関しては、防風林対策ということもあります、ある程度の面積を町有地にして、そういったところに植樹をしていく。例えば、修学旅行生に記念樹として植えてもらうこともあるかと思うのです。例えば、学生の方に記念樹として植えていただく。そういうことも総合的に考えて進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、与論は逆といいますか、植栽を潰しているような面もあるわけです。構造改善事業をあと1件ぐらいは県にお願いしないといけないという案があるわけですが、そうしますと、そこからいろいろなものが出てくるので、埋立てということも考えないといけない。特に、ため池になると、残土を処理するところ

ろがないといけないので、岩盤の多いところを何とかお願いして埋め立てながら、植栽とかいろいろなスポーツ施設を造っていこうという計画で、今検討はしております。スポーツ施設も造りながら、周りには植栽をしていくことなども併せて考えてまいりたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 今まで苗を配布して、防風林を育てているのですが、余りにも苗が小さいために、育つ率が低いとよく聞くわけです。もう少し大きい苗を援助していただけないかという声が多く聞かれますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 以前は小さい苗ばかり配布していたようですが、その声が聞こえてからは、苗木の種類を大・中・小と準備しています。これからも続けてまいります。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非お願いしたいと思います。

続きまして、浄化槽のことについてお聞きしたいと思います。

私がここでお聞きしたいのは、以前、市町村浄化槽整備推進事業を導入されたかと思うのですが、導入されていましたよね。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 導入はしていないです。小型合併処理槽という今は個人で設置する事業と、農業集落排水事業だけしか導入していないです。与論の場合は、家が点々としているものですから、集中型のものはどうしてもコストがかかり過ぎる、維持費も大変かかるという面がございまして、この2つしかやっていません。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 市町村浄化槽推進整備事業を導入しますと、設置者負担が極端に少なくなりまして、今、離島奄美の場合の設置者負担は6万3,000円で済むことになっているわけですが、現在与論では83万7,000円かかる浄化槽設置の6割を設置者が負担しなくてはならない。こういうことですので、汲み取りとか単独槽からの切替えは、この金額をみるとなかなか難しいのではないかと思うのです。40万円、50万円は手出ししなくてはならない。負担的に大きいですよね。それが6万円、10万円以内でできるのであれば、普及すると思いますが、その点については、町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今のところ、浄化槽設置整備事業を行っていますが、その屋外

にある機器については国・県・町で持っているわけです。あとは個人負担となっていますが、市町村浄化槽事業というのは、町が造って貸すという形の、いわゆる今の集落排水事業と同じで、あの維持問題が大変なのです。造るのは易しいけれど、後の町の運営が非常に問題があることと、今までその事業がなかったものですから、小型合併処理槽の事業だけしかなかったものですから、それを強力に進めてきた関係もございます。公平性という問題もありまして、ある程度の援助は検討できるかと思いますが、事業をまるっきり変えるということは、今後の町の行政上も、あるいは今までとの公平性の点でも非常に問題がある。いろいろな角度から細部にわたって検討する必要があると思いますが、今のところはそう考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） なるべく、普及率を高めるための施策はとっていただきたい、これは簡単に言えば、設置者の負担をいかに少なくするかということが普及率にもつながっていくと思いますので、是非考えていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

緩効性肥料についてですが、町長のほうが糖業振興会の会長をなさっている関係上、御存知かとは思いますが、従来の即効性肥料と緩効性肥料を使った場合の環境に及ぼす影響は、すごく大きいものがあると報告されています。

まず、緩効性肥料を使った場合にどういったメリットがあるかというと、さとうきびの場合で申し上げますと、施肥作業の省力化が図れるということが、まず第1点です。それと、施肥量を減らすことができるということが、第2点目。3点目に、環境への悪影響を少なくすることができる。これはどういったことかというと、即効性肥料の場合は、すぐに溶け出して、植物が吸収できない分は地下に流れしていくということで、緩効性の場合は、植物の生育に合わせて徐々に溶け出していくので、その分地下に浸透する。それが少なくなるということです。ですから、なるべくこれを進めていただきたいと思いますが、奄美大島の場合は、さとうきびについては100パーセント緩効性肥料だと、種子島では50パーセント、それで喜界が30パーセント、徳之島が20パーセントです。本町は幾らですか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） そのL P肥料の何パーセントかというのは、まだ把握しておりません。多分少ないと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 私は、十分近い数字ではないかと思っておりますが、やはり大島とか、徳之島は川とかがございますが、与論の場合はどうしても地下水に頼らざるを得ない、こういった中で、農家のほうにも認識していただいて、緩効性肥料を

使いますと増収にもなるわけですから、そういったことを極力周知していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点は、糖業振興費の方からも極力お願いしてやっているわけですが、更に進めてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非こういった環境に優しい農業をどしどし推し進めていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

子育て支援対策についてであります、この子育てプレミアム商品券は、ほかの市町村でやっているような全部を対象とした商品券ではなくて、あくまでも子育てに限定した商品券の発行はできないかということで、ここで御提案したわけです。

いろいろな子育て支援を町でされているわけですが、子育てには日々負担がかかるわけですから、日用品にも子育てに係わるものについては何かプレミアムを付けて、町で支援できれば本当に助かるのではないかと考えますが、町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 町としては、今までそういう検討はやってきてないわけですが、今後商工会の協力とか商店街の協力が得られれば、効果があるとも考えられますので、いろいろな角度から検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 子育て支援が重点でありますが、地域の商店街の活性化にも寄与していくのではないかと思っておりますので、併せてそういった効果も含めていろいろな関係団体と協力しながら進めていただければ有り難いと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） これで、1番、川村武俊君の一般質問は終わりました。

御苦労様でした。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、福地元一郎君に発言を許します。4番。

○4番（福地元一郎君） 質問を始める前に、南町長におかれましては、先の町長選挙において圧倒的な支持を得て4選を果たされたこと、誠におめでとうございます。これは3期12年間の南町長の町政運営に対する信頼、そして実績が多数の町民の評価となって表れた結果だと思います。今月1日からは女房役の川上政雄副町長も誕生しましたが、就任おめでとうございます。これからは二人三脚で島の発展のために御尽力くださることを切にお願い申し上げます。

それでは、平成23年第3回定例会に当たり、先に通告した件について質問します。

### 1 ICT関連事業について

- (1) 今年度からNTTグループが、クラウドを用いたデジタル教材の配信やインフラ整備、サポートを行う「教育スクウェア×ICT」を試行していることについて、①3小学校の5年生児童にタブレット端末を貸与することですが、タブレット端末の商品名、使える時期と場所はどうなっているか、②タブレット端末はインターネットに接続できるか、③タブレット端末のセキュリティはどうなっているか、また、教育委員会ではフィールドトライアルで利用するネットワークやタブレット端末のセキュリティは確認しているか、伺います。
- (2) 今年度の当初予算で、与論アーカイブス整備事業費に394万円が一般財源で措置されてから半年が経過していますが、現時点ではまだネットにアップされていないことについて、①この事業の発注先とこれまでの進捗状況、アップが遅れてる理由は何か、②アーカイブス事業である以上、写真や島に関するデータ収集等が重要だと思われるが、どう収集していく考えであるか、③本町のホームページや与論観光ガイドとは、どのように連携していく考えであるか、伺います。

### 2 防災無線について

- (1) 防災センターの撤去に伴い、防災システムや屋上のトランペッタスピーカーが砂美地来館に移設されたが、それ以来、役場周辺や茶花商店街の住民から防災無線が聞こえないとの苦情がある一方で、城集落の西知郡地辺りでも同じような苦情が出ていることから、町長の政策の柱にある「すべての町民が希望をもって安心して住める実りある島づくり」を進める上からも、町内のどの場所でも防災無線が聞けるよう早急に対処すべきであると痛感しますが、対策をどう講じていく考えであるか、伺います。
- (2) 台風や地震・津波などでシステムがダウンした場合に備えて、別のシステムを構築する必要があると思いますが、その対策はどのように考えているか、伺います。

### 3 観光振興対策について

- (1) 町長は所信表明の中で、「観光産業の再生で元気あふれる島づくり」を進めしていくとしていますが、具体的な施策をどう考えているか、伺います。
- (2) 島を訪れた旅行客からTwitter（ツイッター）などで、島内の公共施設やレストランなどで喫煙マナーの悪さを指摘する声があります。禁煙マナーが定着している地域から訪れた観光客にとっては、おいしい食事やコーヒーを楽しんでいるところに、無遠慮に煙草の煙が流れてきたら、強い不快感や違和感を持ち、モラルの低い島、マナーの悪い島という印象をツイートされることで、観光事業への悪影響が懸念されることから、町民に対する喫煙マナーの浸透を促進する施策を推進していく必要があると痛感しますが、対策をどう考えているのか、伺います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、1番目の(1)についてお答えします。

平成23年度から3か年計画で与論町教育委員会とNTTグループで行っております教育スクウェア×ICT事業については、町内の3小学校におきまして授業における指導方法改善、公務文書の効率化、ネットワークを通じての交流という3つの柱を実証・検証することをねらいとしております。平成20年度に文部科学省により示された小学校学習指導要領第1章第4の2の(9)にありますように、これらの各教科の指導に当たっては、児童がコンピューター情報教育ネットワークなどの情報手段に慣れ、親しみ、コンピューターの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動の充実、並びにこれらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材、教具の適切な活用を図ることが求められています。

今回の教育スクウェア×ICT事業は、全国で4自治体8小学校を対象に5年生280人が参加して行われるもので、学習指導要領に沿った内容となっており、本町において、大変有意義な取組であると考えております。御質問にありました、端末の商品名は、東芝製フォリオ100です。使える時期といたしましては、平成23年9月から平成26年3月末日まで、使える場所は町内各3小学校及び5年生児童の家庭となっております。

なお、今後の事業の展開については、各小学校区でどこでもクラウドに接続できる環境も整えると聞いております。

続きまして、2つ目の質問については、各タブレット端末からインターネットに接続できる状況になっています。ただ、児童を情報ネットワークの危険から守るという観点から、ホワイトリストによるインターネット接続について、教育委員会と

してNTTのほうに要望しています。現在は、ブラックリスト方式によるインターネット接続の状態ですが、今後、確実に安全であると確認が取れているサイトのみ接続を許可するホワイトリスト方式によるインターネット接続方式へと準備を進めているところであります。

3つ目の質問に関しましては、与論町の情報セキュリティポリシーを基本と考え、NTTのセキュリティシステムにより安全が保たれるようNTTに要望・要請しています。また、ネットワークやタブレット端末のセキュリティの確認については、教育ICTリテラシー室での対応をとっています。この教育ICTリテラシー室により、タブレット端末のセキュリティ確認、並びに本フィールドトライアルで利用するネットワークに関する状況確認を行っております。本年度からNTT並びに教育委員会、3小学校のそれぞれの関係機関が連携して、よりよい環境整備に取り組んでいる段階であります。今後、より一層連携を図りながら、与論の子供たちのために、ハード面、ソフト面の環境整備のより一層の充実に取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） それでは、引き続きまして、私の方から1-(2)についてお答え申し上げます。

このことについては、後ほど教育長のほうから、またお答えするわけでありますが、まず私のほうからさせていただきたいと思います。

1-(2)についてお答えします。

本事業については、NPO法人からの提案でもあり、大学等の学術機関との連携が図れ、本町の情報発信にも有効な手段であるとの判断から事業化したところであります。現在、仕様書の作成と発注に向けて鋭意取り組んでいるところであります。なお、データの収集等については、先般、各種団体の方々にお集まりいただいて検討したところですが、新たな提案もあったことから、本町のホームページ等との連携も含め、検討しているところであります。

引き続き、最後まで私の分はお答えさせていただきたいと思います。

2-(1)について申し上げます。

防災センターの撤去に伴う対応等につきましては、落札業者等とテストを繰り返しながら慎重に進めてきているところでありますが、早急に調査を行い、対処します。なお、城集落の対応につきましては、これまで数回にわたり現地に赴き、対応してきたところでありますが、早急に調査を行い、対処します。

次に、2-(2)についてお答えします。

御承知のとおり、先般の東日本大震災では、自治体の庁舎が壊滅、損壊し、住民

データ等が消失するなどの被害が発生し、業務執行に困難を来たしたケースが発生しました。このことから、自治体クラウド推進本部、有識者懇談会取りまとめにおいては、クラウド導入の有効性や課題等について、より具体的な検討がなされております。

また、N T T西日本においても、B i zひかりクラウド（サービス）の提供がなされています。今後、国・県の動向も把握しながら、本町に適したシステムの構築を検討してまいりたいと考えています。

次に、3-(1)についてお答えします。

このことにつきましては、第5次総合振興計画の中で、重点プロジェクトの一つに観光プロジェクトを位置づけ、1、観光ルネッサンス事業の推進、2、体験型観光の推進、3、地域I C T事業の推進を図ってまいります。

具体的には、1、観光誘客対策として、ア、与論町観光ルネッサンス計画の推進、イ、個人・家族型旅行者の誘客、ウ、沖縄・与論・奄美の観光ルートの確立、エ、地域I C T事業の活用、オ、各種会議の与論誘致の推進、2、受入対策といたしまして、ア、民泊受入対策、イ、修学旅行の誘致、ウ、新商品の造成と既存の商品の複合プランの造成、エ、人材育成とホスピタリティの醸成、オ、各種スポーツ大会や合宿等の誘致及び与論マラソンの充実発展、3、島独自の観光地づくりを目指して、ア、体験感を拠点としたゆんぬツーリズムの推進、イ、環境美化・植栽事業の推進等を掲げております。

今後、上記事業を一層強固に推進していくためにも、観光協会を核として、島全体でのおもてなしができるよう、各関連機関や各種団体等との連携を図ってまいります。

最後に、3-(2)についてお答えします。

御指摘のとおりだと考えております。今後、観光関連業者、特に宿泊施設や飲食店等関係団体と協議をしてまいります。なお、庁舎内はもちろん、各種団体や全町民に対して、喫煙マナーについていろいろな方法で啓発してまいります。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 再質問します。

最初に、教育スクウェア×I C Tの件について、この答弁書を作成するに当たって、N T Tやその関係各社に回答を求めたのか、あるいは、またデータを要求したのかを伺います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 関係者の意見も個々に参考にして答弁書を作成いたしました。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 意見を参考にと言われますと、そのデータ、詳しいデータは提出されてないということでおろしいですか。

○教育長（田中國重君） はい。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 私がなぜ最初にこのような質問をしたかといいますと、議会からの一般質問に対して、NTTがどの程度のデータを提出してくるか、そういうことの確認であります。貸与されるタブレット端末は東芝製でフォリオ100ということでありますが、この端末はOSにグーグル社のアンドロイドというOSを搭載した端末で、画面をアップしたり、クリックしたり、こうピンチしたりという指先で簡単に操作することのできるタブレットのパソコンであります。現在、小学校のパソコン教室にあるWindows7がインストールされているパソコンとは全く別の代物でありますし、貸与された5年生は、両方のパソコン操作を覚えなければいけないという負担がかかってきますが、5年生でその授業を行っていて、差し支えないのかどうか、それを伺います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 今専ら国のはうでもデジタル教科書とかいう新しいシステムができておりますし、そういうことへの対応ということで、専ら5年生はこれを中心に授業を進めております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） もう一つお聞きしたいのは、今貸与されているのは、5年生だけですよね。

○教育長（田中國重君） そうです。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） この事業は3年間続くわけですが、となると、来年の4月には、今の5年生は6年生に進級してしまいます。この事業は3年間ですから、では、その対象となるのはその持ち上がりで、今の5年生がずっと3年間対象となるのか。また、そうでなくて、来年はまた新しい5年生が対象となるのか。その点を伺います。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 常に5年生が対象であります。6年生になりますと、全国的にもいろいろな受験勉強だとか、そういうようなことに追われるという関係で、できれば高学年の中での5年生というふうにNTTのはうでは考えていたようであります。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） となりますと、1年間だけ利用して、後はもうほったらかしみたいな感じになるのですが、できることならば3年間持ち上がりで利用するのが一番いいかと思うのですが、そういったことはできないということですか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） はい、多くの子供たちにこのような新たな機器を活用させる体験をさせるという意味で、5年生を常に指定するということで、私たちも了解をしています。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） タブレット端末はインターネットにアクセスできるということですが、家庭ではどのようなアクセス方法をとっているのか。例えば、光回線を利用してアクセスするのか。Wi-Fiであったり、無線LANであったり、また携帯電話回線だったりといろいろあると思うのですが、どの回線を使ってアクセスするのかということと、アクセスするには、ネット使用料が発生するわけですが、私としては当然その料金はNTTが負担すべきだと思うのですが、この件について質問します。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） はい、そのとおりであります。光ファイバー回線を使って、使用料はNTTの負担ということになっております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） アンドロイドの端末というのは、プラットホームをオープンにしているために、いろいろなアプリケーション開発会社がアプリケーションを開発して、自由に提供できる、商売ができるということで、そのアプリケーションの数が今現在20万を超えていたりする状態です。しかし、裏を返すと、逆にまたウイルスなど悪意を持ったプログラムも簡単に開発して、流通させることができるというリスクもあるわけです。ですから、一番ここで問題になるのは、そのセキュリティをいかに守るかということなのですが、実際現場では、児童でもあり、保護者にいくらセキュリティがどうのこうのといって説明しても、なかなか分からぬと思います。ですから、こういったセキュリティをチェックをしたり、フィルターをかけて児童を守るのは教育委員会の責任だと思いますが、教育長、その点についてはどうでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 全く、御指摘のとおり、家庭ではそのようなことはできないわけで、この答弁書の後のほうに書いてありますように、教育ICTリテラシー室ということで、そのチェックをしておりますし、またNTTのほうにもホワイトリ

ストということでのお願ひをしているところであります。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 今の答弁にもありましたように、中央公民館の教育ＩＣＴリテラシー室でセキュリティのチェックを行っているようですが、これに対してもＮＴＴからの情報提供がないとこれはチェックできないわけですね。開発の段階であっても。ですから、教育委員会としては、常にＮＴＴ、あるいはまた関連会社に情報の提供を求めていくことが必要だと思いますし、この事業が終了するまでには3年間という長い期間がありますから、3年間の間は、教育ＩＣＴリテラシー室でセキュリティのチェックをしていく必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） はい、そのとおりであります。

教育ＩＣＴリテラシー室の職員が毎月ＮＴＴとの定例会を行っていますが、そこにも一緒に出席して、またその都度ＮＴＴの方へいろいろなデータ等の確認もしております。それで3年間継続する予定であります。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 3年間は継続していただきたいと思います。

それから、これは教育委員会だけではなくて、子供たちはタブレットを自宅に持ち帰ったりするわけですから、自宅でもパソコンの扱い方とか、ウィルス対策の仕方、あるいは家でパソコンだとアダルトサイトとかいろいろなものが見れてしまうものですから、フィルタリングをかけて、児童にはこれが見えないようなシステムを保護者にも指導したり、講義したりしていく必要があると思うのです。この事業というのは、ＩＣＴ、先ほどもありましたように、リテラシーの事業の中でできると思うのですが、その事業の中でそういう講義をしたり、説明をしたりとかは可能でしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 実際に、1学期には各3小学校を回って対象の保護者を集め具体的な説明をし、そこら辺りも対応をとってきております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 実は、私はこの教育スクウェア×ＩＣＴというのは、システムが完成したら、与論にとっては大変役に立つと考えています。将来において、生徒数が減って、専門教科の先生を置くことができなくなっていても、本土の教室で電子黒板に先生が文字を書くと、これがリアルタイムで与論の教室の黒板に書き出されていく。そして、そのそばには大きな画面がある。テレビがあって、それに立体的

に先生が映し出されて、その先生が話をして、生徒とリアルタイムでやりとりができる。そして、生徒がそのタブレット端末に文字を書くと、本土にいる先生のパソコンにそれが映し出されて指導ができるという時代が、もう目の前にきております。この技術は、現在、確立されておりますが、与論では残念ながらそれができない。なぜかというと、光ファイバーの速度が足りないがために、リアルタイムで送受信ができない。少なくとも光の速さが100メガとか200メガとか出るようになれば、こういった教育の分野、あるいは遠隔医療、医者はいなくてもバーチャルで医療ロボットを使って手術ができる。あるいはまた、独居老人の安否確認、こういったことも簡単にできてしまうという、これから少子高齢化に向かう与論にとっては、光ファイバー技術を利用するということは、大変有効になってくると思います。なぜ私がNTTに対して、光が遅いと何度も申し上げているかというと、実はそういったところに視点を置いてやっているわけでありまして、これからも光が遅いから早くしてくれということは常に言い続けていくことが必要だと思います。町長、その点についてひと言お願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 奄美を挙げて、その点も訴えてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） はい、次に進みます。

次は、アーカイブス事業のことですが、この事業はグーグルアース（Google Earth）を利用して与論島を紹介し、与論の魅力を発信して、観光に結びつけるという目的があったと思います。その目的からすれば、実はシーズン前に立ち上げてほしかった。費用対効果の面から、1日も早く与論をPRすることができればよかったですのにと思いますが、その点は残念でなりませんが、それでは、いつごろアップの予定なのか、お伺いします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この件に関しましては、NPO法人のほうからも御提案がありまして、また、先ほど町長が申し上げましたとおり、大学等との連携等を図ることができるということから事業化したところでありますが、事業発注が遅れているという御指摘かもしれません、実は、去る6月に首都大学のほうで関係者による検討会がありました。その中でいろいろと検討がなされ、結果としていろいろな提案もありまして、早急に対応すべきかもしれません、拙速は避けるべきであり、本当に与論のためになるような事業化を進めていくために、今慎重に仕様書等の作成に携わっているところであります。既に広島とか長崎、そして、今年度は沖縄県のほうでもこの事業が採用されるということでございまして、沖縄県のほう

の状況も踏まえながら、今鋭意仕様書の作成に携わっているところです。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） アーカイブスですから、写真とかいろいろな島のデータを集めてネットに載せるわけですが、この事業の中で担当者だけがいくらかけずり回つても、いい写真とかデータは集まらないと思うのです。ですから、島内を見渡してみると、プロの写真家がいたり、また、毎回行事に出かけていって写真を撮ってブログに掲載している方もいらっしゃいます。担当者だけではなくて、そういった方々にも写真の提供を求めたりして、もちろんそれはただというわけにはいかないだろうし、著作権や肖像権も関わってきますので、そういったところはちゃんと話しあって、幾らかの謝礼を出すとか、そういったことでいい写真ができるだけたくさん集めて掲載してほしいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この件に関しましても、6月27日に検討会をもちました。それぞれの立場の方々、例えば、文化財とか農産物とか、それから漁協、商工会関係等々ですね。各部門の方々にお集まりいただきまして、種々検討いたしました。それとまた、今回新しく与論町にありますNPO法人のほうから新しい提案もございまして、そのことも含めて今鋭意検討いたしているところです。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） このアーカイブス事業ができると、ネットにアップするわけですが、それを与論町の観光協会あるいは観光課、与論町のホームページにリンクすると思うのですが、町長に伺いたいのは、町長は観光元年をうたい文句にもう4年もきていますが、果たして、本当に観光の活性化は図られているのかどうか。ちょっと疑われるようなことがあるわけです。というのは、与論町のホームページを、ここに持ってきてましたが、観光を一番にとうたいながらも、ホームページを見ると一番のトップページは暮らしのページなのです。そのページの一番下にスクロールしていく初めて、2,000万円もかけて作成した与論島観光ガイドは、一番下にくるのです、リンクする場所が。次のページを開けて、やっとその観光のページにたどり着くわけです。これでは、与論島に行きたいと思って、与論町を探してリンクしてきても、なかなか観光のところにたどり着けないわけです。一番は観光だとうたうのであれば、トップページも観光にして、観光の情報だったらここを見ればすぐ探せるようなページづくりをしないといけないと思うのです。これまでのデータから、観光客が同じホームページを見てクリックするのは3回だと言われていますからね、3回以内で求めるデータがなければ、次に行ってしまうという可能性が高いわけです。ですから、アーカイブスができてアップするときには、併せて、

与論町のホームページをリニューアルして、観光がトップにくるようにしていただきたいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） よく分かりました。そういう面は非常に疎いところがあったので、今初めて指摘されてなるほどと思ったわけですが、即そうしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） はい、よろしくお願ひします。

次に、防災無線について伺います。

東日本大震災が起きる前は、新防災センターは役場前の駐車場に建築して、その屋上に支柱を建ててトランペットスピーカーを取り付ける予定だったわけです。それがもろもろの事情で砂美地来館に移設されたわけで、当然役場前のトランペットスピーカーはなくなつたままで。これでは防災無線はこの近辺では聞こえない。監査室にいてもお昼のチャイムが全然聞こえないわけですよ。だから、移設したのであれば、代わりにこの近辺に支柱を建てて、トランペットスピーカーを取り付ける必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりで、即それは検討したいと思います。ただ、こっちの方は少しは向こう側にあるのが聞こえたりもするわけですが、向こう側はほとんど聞こえないのではないか、その点は調査して、即対応したいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 城集落の西知郡地当たりは、税務課長の家の近辺なのですが、あの辺の地形というのは行ってみると分かりますが、すり鉢状になっているわけですね、城の近辺でもあの部分だけがすり鉢状になっていて、ちょうど西知郡地は、そのすり鉢の底の部分、谷底というんですか、そういう部分になるので、近くの城の集会場にはトランペットスピーカーがありますが、音の性質としてはまっすぐ進んでいきますよね、もちろんFM波はそうなのですが。そうした場合に、下まで届かないということがあると思うのです。特に、家の中でも外でも聞こえないということは、FM波が家の中に届いていない。FM波の性質としては、直進する性質があって、AM波のように谷に沿って流れていく電波ではありませんので、聞けない地域が出てくるのは仕方がないことです。それを解決するには、茶花と同じように、その近辺に支柱を建てて、トランペットスピーカーとアンテナを建てる必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この件に関しましては、懇談会等でも出ました。公民館長からの要望で、自治公民館長の周辺にはすぐ出向いて対応したところですが、先般、新しく福地議員のほうからお話をございまして、通告を受けた段階で、西知郡地のほうを試験的に回って、今調査をしています。確かに聞こえないので、どういう方法が一番いいか、今三菱電機等とも協議しながら進めておりますので、早急に対応したいと考えております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） それから、防災システムがダウンしないことが大事であると思います。システムがダウンしないようにすることが一番重要だと思いますが、システムがダウンする一番の原因は、台風時の停電だと思うのです。役場も度々停電するわけですが、停電に備えて役場あるいは砂美地来館に自家発電機は備えてあるわけですが、役場の自家発電機は大変古いと思うのです。実際、今年、庁舎が停電したときに、しばらくしてから発電機を機動させて、電気を起こしてやっていましたが、うるさくてしようがないですね。マフラーが壊れているのだと思うのですが、水も少ししか入らないものですから、ずっと見ていなければオーバーヒートしてしまう状態、隣のコンビニに行ってもうるさくて、営業に差支えがあると言われましたので、まずは、その自家発電機を新しくする必要があることと、もう一つは、停電したときに、パソコンも一瞬で電源が切れてしまうわけです。ノートパソコンは別にして、パソコンが一瞬にして切れてしまうと、作業していたものがパーになってしまいます。これからは、無停電電源装置、要するに、パソコンの側にバッテリーを置いてもいいし、蓄電ですね。そういうことをしてパソコンを守りながら、その発電機も替えていくということが必要になってくると思いますが、町長、その点はいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） そこまで気付かなかったのですが、それ聞きますとなるほどということで、改めて認識したわけでありますが、発電機については、庁舎の老朽化という問題もありますので、設置したら移動はできないということであれば問題があるわけですが、移動できるということであれば、調査・検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 今の発電機はコンパクトにできていて、移動も簡単にできるが、出力も10キロワット、20キロワットとありますので、是非それを検討していただきたいと思います。

ただ気を付けなければいけないのは、10キロワットを超える発電機を設置しま

すと、電気主任技術者による管理が必要になってきますので、その点は考慮した方がいいと思います。

それから、保守点検をこの間の停電のときには、若い総務課の職員がやっておりましたが、保守点検というのは、万が一に備えて、業者にお願いして、メンテナンスとか、そういうものは定期的にやっておく必要があるのではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 電気管理者は町でお願いしてやってもらっていますので、月々の点検はやっているものと思います。ときたま動かしたりするのは職員が今やっていますが、その点も検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 防災施設が万が一使えなくなった場合のことですが、今、小学校では緊急連絡網はメーリングリストで行っていますよね、中学校も。台風時とかの連絡はメールで一斉に送信して、保護者に知らせています。そういう緊急連絡網を役場の方でもできないかということですよ。というのは、もちろん、これは防災無線や家庭の受信機でも放送はしますが、台風時とか災害時に備えて、これは希望する町民対象なのですが、役場から直接携帯にメールで一斉送信するようすれば、万が一システムが壊れたとしてもNTTとかドコモ、ソフトバンク、auは、それぞれに自家発電機を持っていて、なかなか停電することはありませんので、これは有効だと思うのですが、その点は課長どう思いますか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 今の件は役場の職員ではなくて、町民の方にということですか。町民の方への連絡をということでしょうか。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） はい、町民を対象にしたシステムを構築したらどうかということです。

○総務企画課長（元井勝彦君） 分かりました。auとか、ドコモ等でもそういうサービスが提供されているようですので、金額はちょっと張るようですが、その辺も検討しながら、費用対効果も含めて検討してまいりたいと考えています。

先ほどの自家発の件ですが、3年前から予算化しておりましたが、防災センターの撤去がございまして、延び延びになつたので、先ほど町長が申し上げましたとおり、今後新しいものを含めて検討してまいりたいと考えています。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） よろしくお願ひします。

最後に、観光の件ですが、答弁書を見ておりますと、毎回質問の度に立派な答弁書なのです。久留商工観光課長が課長に就任されて丸4年になりますよね。平成19年10月1日からですから4年経過したわけですが、質問に対しては立派な答弁が返ってくるのですが、果たして、この施策がどれだけ周囲や島外の方々に認識されて、観光活性化につながっているのかと考えた場合には、まだまだPR不足ではないかと思うわけです。先ほどの林議員の質問でもありましたが、これからは町長が自らセールスマンとなって、トップセールスをする必要が私もあると思います。町内のことば川上副町長に任せて大丈夫ですので、これからは町長自らが外に出ていって、トップセールスをすることが大事だと思います。

もう1つ私が提案したいのは、これは3月の定例会でも質問したわけですが、未だに実行されていないので、改めて提案したいと思います。今、インターネットではツイッターとか、フェイスブック、SNS、ソーシャルネットワーキングサービスといわれているものがはやっていまして、特に若者は、日常的に利用しています。だから若者を与論に呼びたいのであれば、是非それらのツイッター、フェイスブック、SNSを活用していただきたいと思います。SNSの一つであるmixi（ミクシー）では、これは与論島コミュニティーというのを、今朝見たのですが、現在4,820人の方が与論島ファンとして登録しているわけです。そのコミュニティーの掲示板に書き込みをしたら、4,820の方に一斉送信されるわけです。だからこのPR力というのはかなり大きなものがあると思うのです。また、それに係る費用は、登録者個人が払っている通信料なわけですから、全然お金もかかるないので、是非活用していただきたい。個人でやるのは大変ですので、観光課でも観光協会でもいいのですが、ツイッターのうまい人を1人雇い入れて、ありとあらゆるところにツイートしていただきて、与論を絶えずPRすることに努めていただきたいと思うのです。そうすれば、若い人たちにも浸透していくと思うのですが、町長の意見をお聞きしたい。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 観光関係については、今までではエージェントを頼って、全部エージェントを通してきただいという時代から現在では全く変わってきていたということは、分かっているわけであります。細部についてはなかなか把握できないところがあったわけです。今指摘を受けまして、前にも質問は受けたわけですが、是非総務と観光の両方で相談をして、早急に対応させていただきたいと思います。その重要性は、私もホテル関係をやっていますので、よく耳にはしてたのですが、具体的に把握できない状況がありましたが、よく分かりましたので、早速対応させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 是非早急に進めていただきたくお願いします。

最後に、禁煙マナーの件ですが、国民の健康維持と現代病の予防を目的として、平成14年8月2日に健康増進法が制定されています。その法律の第25条では、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求めており、その対象となる施設として、学校、体育館、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、事務所、とりわけ官公庁施設、飲食店等が明示されています。当然、本町も対象となるわけですが、本町の役場、特に本庁舎の中でたばこを吸う人は見かけなくなりましたが、残念ながら、本庁舎外の施設に行くと、まだ禁煙が守られていないところがあるということです。実際、ツイッターでそれを指摘してくる観光客もいらっしゃるわけです。だから、この問題で最初にやるべきことは、役場職員が庁舎の中で、敷地内までとは言いませんが、庁舎の中だけでも、それは各施設を含めてですよ。そこではたばこは吸わないということを徹底することが大事ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私も倒れる前までは、煙突というあだ名をいただいていて、非常に喫煙者心境は分かるわけありますが、国でもいろいろな調査でデータ的にも出して、医療費の削減には最も禁煙が効果があるのではないかという話まで出しているわけです。本人の健康も大事ありますので、できるだけたばこを吸わなくともすむような環境づくりといいますか、啓発活動はいろいろな広報とか機会を捉えて行ってまいりたいと思います。朝礼でも職員に言ったわけありますが、まずは喫煙マナーをしっかりとした形で、全く吸うなとは言わないが、マナーからしっかりとした形で、対外的な面もあるので、いろいろな面でマナーをきちっとして、その影響が周りにも波及していくように、マナーを正してもらいたいとお願いしたわけですが、広報をあらゆるところに呼び掛けて、少しでも現状を直してまいりたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 与論の場合は、喫茶店とか居酒屋、スナックで分煙とか禁煙を求めて、現実的にはできないと思います。事業主も本当は禁煙にしたいのだが、禁煙したらお客様全く来なくなったり、分煙でも同じですよね。小さな店で、ここは禁煙、分煙とは、なかなかできないと思います。現状は分かりますが、よそから来たお客様がマナーが悪いということを指摘されている以上は、何もしないものいけないのではないか。ですから、時間をかけて町民の、特にたばこを吸う方の意識を少しずつ変えていく必要があるのではないかと思います。そこで、提案なので

ですが、この提案は、私からではなくて、Iターン者やマナーについてツイートしてきた方の意見なのですが、1番目には、本町の広報紙を活用した、喫煙に対するモラルアップ、たばこを吸うときは、ひと言「たばこ吸っていいですか」と声をかける、そういうモラルアップです。この受動喫煙防止につながる啓発活動の検討・推進です。2番目は、町民意識の向上を促進するために、先ほども言いましたが、役場職員が率先して、特に公共施設の中ではたばこを吸わないという体制づくり。徐々にそれが浸透してきたり、今度はその区域を施設内から敷地内へと、役場の施設の中だけではなくて、敷地の中でもたばこを吸わないようにしようということで、進めていくことが大事だと思います。最初から喫煙を排除していくというのではなくて、喫煙するときは、周りの方に対して気を遣って、ひと言「たばこを吸っていいですか」と声をかける。その気遣いや思いやりの気持ちをもち合わせて、与論に行くと誠の島なんだと思われるようにならぬか、とそう願っておりますが、最後に町長の感想を述べてください。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） お互いのためですので、人のためということではなくて、自分のために頑張りましょうということで、推進してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 以上で、4番、福地元一郎君の一般質問は終わります。

御苦労様でした。

ここで昼食のため休憩します。午後は3時から再開しますので、よろしくお願ひします。

—————○—————

休憩 午前11時50分

再開 午後 2時59分

—————○—————

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長は出張に出たということですので、よろしくお願ひします。一般質問を続行します。

次は、10番、麓 才良君に発言を許します。10番。

○10番（麓 才良君） 平成23年第3回定例会における一般質問を行います。

本日は、川上政雄氏を副町長としてお迎えをしての初の議会でありましたが、午後からは副町長として初めての出張ということではりきっておりましたが、気合い

を入れ直して質問を行いたいと思います。

さて、先の町長選挙において南町長は第5次与論町総合振興計画のスタートに当たり、リーダー役を担いたいと力強く訴えられました。そして、今回の所信表明において、観光の再生で元気ある島づくりについて「東洋の海に浮かび輝く1個の真珠」とうたわれた本町の観光産業の再生を図るため、歴史や伝統文化などの地元資源を生かした体験メニュー等を開発し、沖縄との差別化を図り、与論独特の観光地づくりを進めると表明なされました。大いに期待をするところです。

そこで、第1番目に、観光の再生で元気あふれる島づくりについて、質問します。

その第1点として、与論独特の観光地づくりを進めるために、どのような方針で、具体策をどう講じていかれるのか、お伺いをします。

第2点として、薬草の活用についてお伺いをします。近年、薬草の活用について、地域女性団体連絡協議会においても取り組みが広がりを見せているように感じているところであり、大変喜ばしい傾向であると考えるものであります。島全域に広がる薬草、あるときはほとんどが雑草として切られ、除草に手を焼いているのが実情でありますが、雑草という雑草はないといわれるがごとく、薬草は健康作物として位置づけ、付加価値をつけることにより、島の宝物になる分野であると確信するものです。そこで、薬草の活用策をまとめ、その推進を図っていただきたいと考えるところですが、見解をお伺いします。

第3点として、来年沖縄復帰40周年を迎えることになります。沖縄復帰運動の起点になったのが、北緯27度線上に浮かぶ我が与論島でありました。そのような歴史を踏まえて、本町も積極的に沖縄復帰40周年について、具体的な対応策等を講じるべきであると考えます。見解をお伺いします。

次に、第2番目に、観光の再生を図る上で指定文化財等をはじめとする文化財や史跡の有用な活用について、お伺いをします。

その第1点として、与論十五夜踊についてお伺いをします。与論十五夜踊450周年記念行事については、8月十五夜におけるシンポジウム、記念祝賀会、記念式典、豊年祭、豊年踊ともに関係機関、関係者の皆様の御尽力の御陰様で盛会のうちに収めることができました。実行委員会発足から2か月足らずの短い期間でありましたが、奉賛会の関係者、役場互助会の皆さん、もちろんのこと保存会の皆さんのお活躍には感服しました。

さて、与論十五夜踊450周年記念行事につきましては、今後ともシンポジウムの開催や児童生徒への啓発活動、解説書の整備、販売など継続的な活動を望む声が多くございます。そこで、今後の展望についてお伺いをします。

第2点として、島内の各史跡、文化財の整理・活用についてお伺いをします。関

係機関が連携を図り、具体的な活用策をまとめて広報していただくななど、多くの人々に与論島の文化に触れていただきたいと考えます。どのように推進なされるのか、見解をお伺いします。

第3点として、与論城跡について申し上げます。平成23年度文部科学省の科学研究費基礎調査で、沖縄の固有文化が持つ環境観と空間形成技術から見る集落環境の構成原理に関する研究の一連の現地調査として、9月2日から6日の間、城集落内の石垣分布調査及び生活道路、空間領域調査、本家と分家等に関する社会人類学的調査がございました。その調査において、与論城の沖縄の方に広がっている断層地区は、お墓の設置状況などが沖縄の首里城の古い様式によく似ていると史学的にも大変評価されておられました。この地区については、先の議会においても野口議員などから階段の整備等の指摘があったところですが、今後の整備方策等についてお伺いします。

なお、これらの質問の中に出でまいりました、薬草の活用や史跡文化財の活用策、与論十五夜踊記念行事や沖縄復帰40周年記念行事の企画等については、職員や町民から提案をしてもらう方策等も取り入れてはどうかと考えるところであります。

以上です。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えします。

教育長と町長ということで、町長の分から申し上げてから、また後ほど教育長のほうは述べるということで御理解をいただきたいと思います。

まず、1-(1)についてお答え申し上げます。

先の福地議員さんへの答弁の中で、今年度からスタートした第5次振興計画の施策としてお答え申し上げましたが、与論島の観光で自然と海は大切な資源、これはいわゆる売りでありますが、これまで以上に、常に美しく保全に努めていくことを最大限に努力しながら、一層の着地型観光推進のため、与論島固有の各種体験型メニューの創造が急務であります。既に4月にオープンいたしましたゆんぬ体験館を拠点として、活動ができるように27の体験メニューでスタートし、一般の家族連れや修学旅行等で体験していただいており、好評を得ております。さらに、ゆんぬツーリズム推進協議会を中心に、広く多くの方々に御協力を呼び掛け、民泊の推進や体験メニューの開発を行っておりますが、文化面の、特に史跡案内や郷土芸能等のインストラクターが不足しており、研修会等を重ね、人材の育成を図ってまいります。

また、既存の資源の整備活用やさらなる観光資源発掘に努め、体験メニューの開発等と並行して、与論といえばこれというキャッチコピーや与論独自の料理等を提

供できるシステムの必要性を感じております。先に申し上げましたメニューにつきましては、JALパックなどの旅行会社にオプション販売をしていただいておりますが、より多くの旅行会社に商品化ができるよう現場での説明会の開催やネットなどを通じた情報発信に力を入れてまいりたいと考えています。

次に、1-(2)についてお答え申し上げます。

昔は薬草茶として、または普通のお茶として日常生活に定着していた薬草であります。近年は生活環境の変化からその習慣はほとんど見られなくなっています。島には亜熱帯性気候や土壤に関する特異的な食物が生育しており、現在、薬草茶を主体とした商品開発が進められておりますが、町民の薬草に対する意識や知識が低下傾向にあり、活用推進においては、この対策が必要となり、向上を図る必要があります。本町には、平成21年に整備された与論特産品支援センターもあり、この施設を活用しながら与論の薬草の紹介や活用方法について定期的にホームページ等へ掲載し、町民への活用、意識向上と観光資源としての利用が図られるよう推進してまいります。

また、今年度からふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、地域女性団体連絡協議会の皆さんに薬草の研究を委託しております。今後、鹿児島大学与論活性化センターとも連携を図りながら、特産品化も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、1-(3)についてお答え申し上げます。

「固き土を破りて、民族の怒りに燃える島沖縄よ」で始まる「沖縄を返せ」の歌を歌いながら、島内を行進、琴平神社でたいまつをたき、国境の北緯27度線上の漁船でシュプレヒコールを上げる模様は、50代以上の多くの島民の脳裏に刻み込まれていると思います。全国の多くの皆様方が沖縄の祖国復帰を願い、思想信条の違いを超え、本島に来島されました。御指摘のとおり、来年はその歴史的節目に当たります。観光面を含め、恒久平和を世界に発信する絶好の機会であると考えております。関係市町村等と協議をしながら、早急に対応してまいりたいと考えています。

次に、2-(2)についてお答え申し上げます。

22年度から緊急雇用創出事業による文化探訪プロジェクト事業を導入し、与論城跡周辺一帯の史跡の整備を行っており、各方面から高い評価をいただいております。今後、活用面等につきましては、関係機関等と連携しながら方策を検討してまいりたいと考えています。

最後に、2-(3)についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、与論城跡は史学的分野を含め多方面から非常に高い評価をいただいております。今後、鹿児島大与論活性化センターなどの学術機関とも連携をし

ながら、観光資源としての有効活用を含め、多方面から検討していきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、2-(1)についてお答えをします。

与論十五夜踊450周年記念行事は、十五夜踊の歴史的背景や継承の過程並びに文化的価値を検証し、今後の伝承を通じ島の活性化を目指すことをねらいとして、実行委員会を立ち上げて、去る9月11日にシンポジウム・祝賀会を、12日に記念式典を開催いたしました。全国与論会や大島教育事務所並びに沖永良部郷土研究会の皆様をはじめ、島内外の御来賓や町民多数の皆様の御出席をいただき、盛大に開催することができました。実行委員会並びに十五夜踊保存会の皆様をはじめ、関係者の皆様に改めて御礼を申し上げます。今回は、初めて小・中・高生に授業の一環として十五夜踊奉納を鑑賞してもらいましたが、町の歴史・文化を学習するいい機会になったと思います。

御質問の件につきましては、今回のシンポジウムを機に、島内外の研究者から与論十五夜踊について更なる検証の深まりを期待する声がありますので、実行委員会において、一連の行事を振り返るとともに、協議をして検討をしてまいりたいと考えております。

2-(2)についてお答えします。

教育委員会としましては、本年度の重点課題にゆんぬ検定の作成・実施を取り上げ、8月中旬に初級・中級・上級・ウルトラ級の検定問題を策定し、各級ごとに歴史に関する問題を5問ずつ作成して、夏季休業中に親子で調べられるよう、小・中・高生に配布しております。御指摘の史跡の整備・活用は、観光資源及び学習教育面等で更なる活用が考えられますので、商工観光課、小・中学校及び関係機関とその方策を検討してまいりたいと思っております。

最後に、2-(3)についてお答えします。

与論城は、琉球式築城法の北限とされており、断層を天然の擁壁として利用した築城構想は貴重な町指定文化財であり、また、価値ある観光資源であると考えております。現在、NPOヨロン島・尊々我無（トウトウガナシ）の皆さんの御尽力により、崖下の歩道が整備され、貴重な観光コースとなっております。さらに、薩摩侵攻に備えた最後の砦もあったとされており、その整備は急務であります。今後とも関係機関や団体、管理者と協力しながら、アダンバー・サービマートウイの墓やクンジャン墓、大道那太（ウプドーナタ）の墓等を含めたこれらの史跡を、観光資源としてその整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 1－(2)の薬草についてから申し上げたいと思います。

最初に申し上げましたように、この薬草は島にたくさんあふれるほどにあるものであり、またこれのきちんとした活用方策を練ることによって、宝物になるであろうということは、もう以前から論議をされていることであります、これをこの機会に方策を練って、一つの冊子なり、活用できるような方向にまとめていくと、いろいろな方面で使われていくのではないかと思います。そして、史跡の整備をしながら、よく話に出てくることありますが、先ほど花いっぱいの話もありましたが、この薬草を花として見る価値観を与えることによって、与論の花いっぱい活動等については、大きく変わってくるのではないかと思います。今、城跡を中心とした整備においても、それぞれ日が差すところ、少し日陰のところ、そういうところに、いろいろな植物が自生する形があります。これはほとんどが薬草であります。この効用なりについてきちんと案内することによって、その一角に非常にぱっと明かりが差してくることになろうかと思います。雑草であったものが一見して花に変わるわけであります。そのような整備をしていくと、そこを探索した方がこの花は、この薬草はこういう効用があるそうだということで、民宿に来られたら、そのものが食膳に、食卓に並ぶと、また、お土産屋に行ったら、そういうものが特産品としてお土産で販売されていたと。こういう流れをつくっていくことによって、雑草が島の宝物になっていくかと思います。これがあらゆるものと関連付けていく、正しく観光の持っているリーディング産業的な価値だろうと思います。そういう意味で、薬草については、幅広い観点から取り組んでいただきたいと思います。そういう意味で、町長の見解をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 薬草を花にということまでは思いつかなかったのですが、考えてみると、薬草はほとんど花を付けているわけで、今の考え方はその両面性から、非常に有効な事業になるのではないかと思いました。実は、薬草については、前から与論町の雑草は全部薬草だという話を聞いてきたわけですが、地元でもいろいろな個人はもちろんですが、団体も薬草についての研究をされて、今までたくさん出しています。これを一つの事業体としてできないかということで、いろいろとやったのですが、実際にやってみて、なかなか地元とですね、それを商品化して費用対効果を中心に考える会社との取引きとなると、いろいろな問題が出てきて、今のところ、再検討する必要があるということでストップ状態にありますが、ただ、実際に薬草の開発はずっと、先ほども申し上げました地域女性団体連絡協議会の方々を中心としたり、あるいはまた個人の方々が実際にやっていますが、町としても具体的な支援の仕方を今度検討して、その両面を生かせるようにやっていきたいと

思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 健康食品という観点からも成人病の予防とかに、非常に薬草というのは有用だと言われており、私も実際そういうふうに考えているところです。そして、これを島の中でどのようにして健康食品とし、また島の常食、野菜にとって代わる常食用の食材としてどのように活用していくかということを、是非、そういう観点からも是非考えていく必要があろうかと思います。例えば、私もよくやつたのですが、ひと仕事終わると、すぐデーバーと。店に行って買っていきます。そのときに、つまみを買うのですが、ほとんどが乾き物とか、缶詰めとかになります。そういうときに、そこに薬草等を使った体にいいような、お酒の友達になるようなつまみを提案して置いておくと。そういうようにすると、酒と一緒にそのつまみを買っていって、体にも配慮しながらこの宴を開く。そういうような観点。また、オードブル等においても、そのような観点から提案をしていけば薬草の活用ということについては、島の中で輪を広げていくことができると思います。島の中で広がる輪が特産品として島外にも広がっていくのではないかと思います。そういう意味で、こういう考え方のもとに、民間の有識者、有志の方々にそういう提案をし、頑張ってもらうというような方策を是非考えてみていただきたいと思います。

先般、私どもの議会でもムラサキオモトが食べられるか、食べられないかという論議がありまして、今度、場を設けてその試食をすることになっておりますが、ムラサキオモトも食べてみればなかなかおつなもので、お墓に生えているという観念さえ除けば、どうしてどうしてこれは大変おいしいものです。そういう観点からすると、ムラサキオモトは路傍用の植栽にも非常に適しております。干ばつにも強いです。そしてほかの草も抑えます。そして食べられるとなれば、これは大変に有用な、お墓の友達から私たちの健康の友達に転換できる大変な代物ではないかと思うわけです。これはムラサキオモトに限らず、薬草については観点を変えれば、そのような観点から大いに島の宝物として展開していくものだと思いますので、是非関係機関、特に役場の皆様方もそのことを念頭に置きながら、展開をしていただきたいと思います。

町長からは、一生懸命に取り組んでいただけるとの決意でありましたので、次に進んでまいりたいと思います。

1-(3)番目の沖縄復帰40周年のことについてであります。先般、もう一つの大きな節目でありました、島津の琉球侵攻400年のときにも記念イベント等について話が出ましたが、これについては、私どもは素通りをしてしまいました。正しく島津が琉球に行くときに、沖永良部から与論を素通りして沖縄に渡ったような

思いが今しないでもないわけです。そういう反省を踏まえながら、私どもはこの復帰40周年というのを私どもの、自分たちの復帰だという気持ちで捉えて、この記念イベントに取り組んでいただきたいと思います。そういうことが町長が示しております、沖縄との差別化というのは、沖縄と一緒にいろいろなことを取り組んでいく中で、沖縄との差別化というのがはっきり出てくるのではないかと思います。そういう意味でも、是非この沖縄復帰40周年のイベントについては、決意を新たに取り組んでいただきたいと思います。もう一度町長の見解をお伺いいたしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） このことについては、取り組んでまいりたいと思っております。実は、奄美町村会と沖縄北部の町村会長、それから議会もだったですか、そのときに国頭の方の町長さんから話があったわけありますが、この式典を何とか成功させたいというお話があったわけです。既に奄美でも課長会でそのことについては触れております。課長の方から説明させたいと思います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） ただいま町長からございましたとおり、先般の奄美・やんばる交流推進協議会の大会で、この件につきましては、沖縄北部の課長さん等ともお話を申し上げまして、非常にいい感触をいただきました。また、先ほど町長からありましたとおり、奄美広域事務組合の方でも正式な議題としては出ておりませんが、内々にそういう話が出ております。ただ、広域の方でやった方がいいのか、与論単独でした方がいいのかということは、判断が分かれるところですが、関係各課と連携しながら方向性を早めに決めまして、進めてまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 先般の奄美・やんばる交流会のときには、私どもも出席をさせていただき、翌日、島の案内をさせていただきながらお話を伺ったところあります。今ございました、広域でと島独自でということがありましたが、これは与論町独自でやっても大いに私は効果があることであり、与論町独自であっても大いにPRできるものだと思います。

また、幸いに来年はやんばる駅伝が本町での開催であります。正しく時を得ているのではないかとも思います。そして、先般、6月に沖縄大学の客員教授である島袋和幸さんという方が、与論に琉球の、沖縄のろし台の調査研究にこられました。御案内したところが、今選果場の南側の昔の風で言えばブリ墓と称されたところでありますが、今はきれいに刈り払いをして石垣が見えるようになっておりますが、

そのところが、正しく沖縄の遠見台制度の中におけるのろし台だろうと、ほぼ間違いないということでありました。そして今度、10月29日に当の島袋さんが与論にお見えになって、この整備されたのろし台の跡ではないかという地点を調査研究に来られます。島袋さんからの話の受け売りでもございますが、与論と沖縄のどこかの地点とが交流をして、与論でのろしを上げて沖縄で確認をしてもらうというやり方ができると。のろしを上げるときには、そののろし台と言われる石垣を積んだ所でなくとも、その近くの広場であれば十分にのろしを上げて対応できると。また、現在ののろし台のところは、今一度専門的な調査をしてから手を入れるべきであろうと。ひょっとすれば県はもちろんのこと、国の指定にもなろうかという重要な地点であるとの考え方を示されております。そういうことで、そののろし台の跡というのが、沖縄の歴史の中にきちんと位置づけがなされれば、それを来年の沖縄復帰40周年の一つの記念イベントの中で提案できると思います。是非そういう方面も踏まえて、その企画の中に組み入れていただけたらと思います。

そしてまた、中には既に復帰40周年について企画等を進めている方々もあちこちにいるわけで、提案してみるという方策も是非とられたらどうかと思います。そういう意味で、この復帰40周年については、改めて来年に向かって本町独自での企画も是非立ち上げて、私ども与論が自分たちの企画を持ってこそ、広域の中での与論の価値というのも出てくると思いますので、是非本町なりの企画を進めていただきたいと思います。

次に、2-(1)についてお伺いをいたしたいと思います。

与論十五夜踊の継続的な展開についてであります、先般の8月の記念行事におきましては、幸いに沖永良部の郷土研究会、特に先田光演（さきたみつのぶ）先生がお見えになり、与論十五夜踊の一部始終をゆっくりと見学されて、今、本にまとめて執筆中だという連絡を受けております。私が聞いた限りの先生、また沖永良部の郷土研究会の皆様方の感想といたしましては、与論十五夜踊には、祭りの中に祈りがきちんと残されていると。沖永良部と比較した場合に、沖永良部は祈るという部分があつたろうけれども、現在は芸能がその時々の時代に合わせていろいろな形に変わってきており、昔の心、踊りの原型、そういうものがなくなってきたつあると。特に、与論に来て十五夜踊を見たが、まず神への祈りがあり、その短調な二番組の踊りの中にもその仕草が神に人間の心を近づけていく、繰り返し繰り返し短調な踊りを繰り返すことによって、自分の心を神に近づけていく。そして、神へ祈りを捧げると、そういう祭りの踊りの基本がきちんと残されていると。そして、扇子踊りについて見れば、扇子を持っていない左手を指先がきちんと押さえられており、正しく祈りの踊りの原型が残されているというお話をありました。そういう中から

も、私どもが普段拝見しております十五夜踊に接している気持ちが本当に表れるような思いをして、改めて私たちも与論十五夜踊のすごい伝承に感激をしたところであります。なかんずく、これまで450年という長い間、指定は受けない、禁忌を守り、身を、心を清める斎戒を行って、神に祈りを捧げつつこの奉納踊りを続けてこられた幾多の先達の皆様方、また、現在取り組んでおられる保存会の皆様方にこの場を借りて改めて敬意と感謝を申し上げるところです。

さて、そういうことを踏まえながら、この450周年というのは、来る10月の十五夜、そして来年の年明けて年度末の3月まで、一つの事業年度として捉えていく必要があろうかと思います。そうすれば、来る10月の十五夜はどうするのか。また、シンポジウムなどの中で提言として出されておりました解説書の整備、また十五夜踊の中での踊りを紹介するときの解説の在り方、そういうものを含めてこの450周年のこの時期にきちんとした形で整備をし、また十五夜踊にまつわる起源についてもあれこれ説がございます。そういうことについてもきちんとまとめて、この450年から、次の時代に対しての一つの十五夜踊の形を引き継いでいく必要があろうかと思います。そういう意味で、10月の十五夜については、答弁の中では実行委員会をもって協議をされるということでありましたが、一つには、10月の十五夜の中日の11月9日は、旧の10月14日になります。そのときには、奄美パーク園長の宮崎緑さんが与論にお見えになるということでしたので、宮崎さんに、そのときには450周年となる10月の十五夜踊がありますよということを、先だって奄美で行われましたケンムンフェスタのときにお話をしましたら、是非見てみたい、私も大いに興味を持っているということでございました。そこで、宮崎さんにお話等をしていただける機会があれば、お話いただいてよろしいでしょうかと申し上げましたところ、快くお話を乗っていただきました。そういういいタイミングでの宮崎さんの来島がございます。そして、今回は是非、シンポジウム等を14日に行うのであれば、あの十五夜保存館の前の広場で行ってはどうだろうか。月の上がるその下でシンポジウムを行ってはどうだろうか。その前に、保存会の皆様方が14日のナレ一踊りをしておられる場を見ていただいて、終わり次第シンポジウムに入って、そして月の上がる頃にはそこでいろいろな方々の出店とか、そういうのをしていただいて、そこで一献傾けるというような趣向ではどうだろうかという提案もございます。その際に、今回シンポジウムの基調講演をされる方々については、できれば沖縄のそれなりの専門家の方々をお願いして、基調講演いただけないだろうか。それについては、本町出身の瀬戸内町の町健次郎さんが、沖縄のそういう関係者の方々とはじつ懇の間柄にあります。また、先般、城の調査にお見えになられた有明高専の鎌田先生は、沖縄の首里城の修復のために7年間沖縄におられて、向

こうの高良倉吉先生ともじつ懇の間柄で、そういうことがあれば口添えをしてもよろしいという話もいただいております。もう短い期間ではありますが、私どもが一生懸命汗をかいて、そういう道を開けば、10月の十五夜のシンポジウムも夢ではないかと思います。そうして、本町にも先ほどの町健次郎さんをはじめ、山元宗先生のおいになる山泰幸（よしゆき）先生は、関西学院大学の教授になられたとお伺いしました。また、琉球大学の在学生に南君もおります。さらに、民間にたくさんの方々もいます。本町出身のゆかりの関係者がたくさんいるわけで、そういう方々をお願いして、シンポジウムを開催してもいいのではないかと考えます。その件について、教育長の見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 有り難い御提言ありがとうございます。これは450年という長い伝統の中で、ずっと継承してこられた皆様のすばらしさを改めて感ずるわけでありますが、そういう先人のいろいろなこれまでの御苦労というものをきちんと皆さんにアピールし、今後一層の継承発展につなげる意味でも、重ねてそういったシンポジウムは大事だろうと思います。私たちも具体的には分からぬ点がいっぱいありますし、ムカデ旗と龍の、一番組の龍、そして二番組の龍、そして一番組のムカデ旗という関係、さらに、そのムカデ旗の中になぜ孟子の言葉が出てくるのか。いにしえの賢王はというようなことから始まっていますが、ここら辺との係わりもなかなか意味深いものがあるのではないかと思うので、そこら辺についてもできるだけ詳しく、専門家の方々にシンポジウムの中で極めていただければ大変有り難いと思っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今ありましたことについては、何回か重ねていくうちにいろいろな形で道が見えてくるのではないかと思います。

児童生徒が今回十五夜の奉納踊りに参加したわけですが、非常に私は画期的なことではなかったかと思います。と申しますのは、この450年のこといろいろ若い方々と話をしていると、自分たちは小中学生の頃十五夜踊を見たことがなかったと。役場に入って参加するようになって初めて、生で十五夜踊を初めて見たという話がありまして、非常に私もびっくりしながら話を聞いていたのですが、なるほどそういうことだったのか。であれば、今回小・中・高生に参加してもらったのは、非常にいいきっかけだったのではないかと思います。是非今後ともこういうきっかけをつくって、小・中・高生が島の、自分たちの伝統文化というものをじっくりと見ていただき、文化の持っている深さを感じていただくよう、是非続けていただきたいと思います。

次に移ります。

2-(2)番です。島内の各史跡の整備・活用についてであります、御答弁では、主に与論城跡の件について答弁いただいておりますが、島の各地にいろいろな遺跡等があります。また、これを一つの祭りを通じて結びつけることもできます。祭りから見てみると、シニグ祭りがあり、今はなきウンジャン（海神）祭りがあり、ハミゴー遊びがあり、与論十五夜踊があり、3月3日の浜踊りがあり、また、接司根津栄（アジニッヂェー）関係のもろもろの祭りがあり、昔の雨乞いの祭りがあり、こういう今ある祭り、今は消えてない祭り、そういうのをたぐり寄せていくことによっても、その祭りのルートにある史跡というのが浮かび上がってくるわけであります。まず、シニグの祭りについて、今年はシニグ年でもありましたので、シニグ祭りからひもといてみてみましょう。今、高千穂神社横の高屋小丘（タカヤバンタ）と言われるシニグの合流する地点の場を、岩の山をきれいに整備してありますが、整備をすると非常に莊厳たるものがあります。この梶引小丘（ハビピキバンタ）、高屋小丘（タカヤバンタ）には、城のほうのグスクマサアクラと朝戸のメーダサアクラが合流して、この高千穂神社の横の高屋小丘（タカヤバンタ）に来ると。そうすると、パルシニグということで、寺崎のパルシニグウガンで畠のところのおこもりをする所で一晩神様にお告げをいただきて、その方々が梶引小丘（ハジピキバンタ）に来られる。その梶引小丘（ハジピキバンタ）に来られて、そこで祭りをし、そして高千穂神社の横の高屋小丘（タカヤバンタ）に旗が上がったのを見て、梶引小丘（ハジピキバンタ）から高屋小丘（タカヤバンタ）の方に合流をすると。もう一つは、クルパナシニグも黒花からユトイの方にわたって、そこで祭りをし、そして高屋小丘（タカヤバンタ）に合流するということで、高千穂神社の高屋小丘（タカヤバンタ）には大勢の方々が合流して、シニグを祭って、そしてそこから分かれぞれの地区に行って、また祭りをするというルートがあります。そのルートをたどっていくと、今度は梶引小丘（ハジピキバンタ）というのが、一つの史跡として、シニグの祭りどころということでクローズアップされます。そして、もう一つ申し上げたいのは、ユンヌでは、昔々大昔という話で続く神代の時代の神話があります。この神話のもとがこの梶引小丘（ハジピキバンタ）です。アマミクとシニグクが船に乗って漁をしているときに、船の舵がひつかかって降り立つてみると、その浅瀬がだんだん盛り上がって島になったという、正しく古事記や日本書紀に出てくる神話の世界が、そのままこの小さな与論島に残っているわけです。そして、その島がしばらくすると西側の方のミーラダキがまた盛り上がって島とミーラダキとが一つになって、この与論島ができたという島の創成の話があるわけです。そして、その神様の二人が

鶴のマグアイを見て、二人も一緒にマグアイをして子孫を繁栄させようということで、マグアイをして私たちが栄えたということになっているわけです。この面白いですよ、「マグ」という言葉がですね、「マグ」という言葉が、古典のこの言葉が与論にそのまま残っているわけです。「マグアイ」の「マグ」がですね、非常に与論は、何とこの神話に結びついた島ではないですか。

もう一つは、ウンジャン（海神）があります。ウンジャンは当の昔になくなって、ノロの方々がその祭りの中心であったがゆえに、明治の30年代になってシニグ祭りと一緒に復活できなかつたということのようですが、伝承によりますと、ハキビナの松井館の先のほうのチャドウマイのウガンから（竜宮）の神様を迎えて、それを今の樋口（ヒグチ）のため池の所から城の城道を通って上に上がって、城には入らずに、盛正吉、森展宏さんの西側の、北側の畠のほうに石がありますが、その石のところで祭りをして、そこから朝戸に行く組と城の集落を回る組との二手に分かれ、朝戸に回る組は、そこから黒田茂實さん、赤崎多紀郎さんの所を通って、今は土持俊秀さんの近くの校長住宅の畠の所に、また石があります。そこで祭りをして、朝戸に入って徳田康悦さんの所のユントウクサアクラにいって祭りをし、朝戸の集落を抜けてショーのサアクラに行くと。城の集落は、森さんところから私の自宅の東側の畠に来て祭りをして、基岸澄さんの前の畠のところで祭りをして、ショーのサアクラに合流をすると。それでショーのサアクラで待っていた方々と朝戸組、城組が一体となって赤崎ウガンに行って、赤崎ウガンのところでノロの方々が位の順番に座られて神に祭りをすると。お祈りをした後に控えていた町内の有志の方々が、その近くの広場に控えており、祈りが終わった後には、そこで大きな宴をして、そして、（リュウゴ）の神様を赤崎の浜にお送りをしたという、そういうルートの流れがあるわけです。こういう神の道のルートをたどることによって、史跡の整備ができるわけで、それがその物語とともに、与論の史跡を結びつけた財産になってくるわけです。そういう意味で、城跡だけではなくて、あちこちにそういう史跡があるわけです。

そして、もう一つには、私ども与論には、按司根津栄（アジニッヂェー）に係わる史跡があります。幸いにして、これについては氏子の方々がきちんと祭りをされて、管理されているということありますが、近年はこの按司根津栄（アジニッヂェー）の遺跡に関することについても、なかなか手が届かないようなところもあるようですが、按司根津栄（アジニッヂェー）については、これもまた私ども与論にとっては、大切な財産になる物語であります。また、船倉には、浜宿があり、パワースポットといつても過言ではないパトゥヌコウがあります。こういうのをつないでいくと、与論の史跡というのは大きな広がりを見せていくわけであります。

そういう観点から、史跡の活用を申し上げているのでありますから、是非そういうもろもろを含めた史跡の発掘、保存、活用について取り組んでいただきたいと思います。この件について、教育長、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 確かに、私も明日校長会があるわけですが、与論のすばらしさということを各学校の校長を通して先生方にも分かってもらいたい。五木寛之さんが、日本に残された最後のパラダイスは与論島であるというふうなことも、「若者たちへ」という著作の中で述べておられます。このように地元にいる我々は皆気付かないわけですが、外から見ると非常に価値のある島であるということを思ったときに、改めて足元にある与論のいろいろな史跡、例えば、特に今言われたパトウヌミジ（コウ）辺りは本当にどこから湧いてきたのか、降ってきたのか、分からぬ真水がずっと悠久の昔から残っているというふうなことなどは、誠に奇跡であります。そういったことなどをきちんと皆さんに紹介することによって、与論がいよいよ世界に羽ばたく一つのチャンスになるのではなかろうかと、感じているところであります。そういう意味で、できるだけ一連のものの資源の整理、そして紹介ということが課題だと思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） そういうのを含めて、これは提案であります、図書館において、例えば、町誌に記載されているいろいろな執筆者の方々が参考にした資料というのが、町誌のほうに載っております。この参考資料、またはそのほかのものもろもろの出版されたものの参考資料、こういうものをたぐり寄せて、与論の町の図書館にきちんと分類ごとに整備することを、是非お願ひいたしたいと思います。こういうことが、先ほどの小・中・高生はもちろんのこと、与論町に来られて、卒論の調べをしたいとか、いろいろな研究論文の調べをしたいとかというときに、こういうものが大きな財産になってくるわけであります。これは向こうに行けば見れるからということではなくて、与論に来ればそういう関係のものは大概図書館に行けば見れるよと、図書館に行けば案内を受けられるという形で、図書館の整備に是非取り組んでいただきたいと思います。

このことは史跡の整備・活用の一環として大きな役割を果たすと思いますので、是非お願ひしたいと思います。

次に、与論城跡の整備についてでありますが、ここについては、以前整備した階段状の道や集水路として整備した道については、今整備して、向こうを遊歩道あるいはトレッキングコースとして活用しようとすると、非常に滑ったりするため、整備をし直さないと、島外の方は御案内できない状況なのです。今のところ、歩ける

ような状況にはなっていて、見ることはできる状況にはなっておりますが、ここをどうぞ御覧になってくださいとは言えない状況があるわけです。ここに、島の宝の一つとして御案内できるようにするためには、危険防止を含めた道の整備が必要であります。これについては、是非来年度予算化もしながら、それに合わせて周辺の整備・案内ができるよう、見てもらうのに供することができるような整備に是非取り組んでいただきたいと思います。これについては、何回も町長のお考えはお伺いしていますが、改めて見解をお伺いいたしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私も議会の方で3回、今回で4回目だと思うのですが、どうしても向こうはしないといけないということで、歴代の課長にそのことは何回も言ってきたつもりですが、なかなか実現できなくて大変恐縮しておりますが、今回はどうしてもするようにします。向こうの価値というのは、私は、アダンバーにはずっと関わっていたものですから、あの辺一帯は観光にも非常にいいところではないかと、ずっと前から思っていたわけですが、なかなか実現できなかつたことを非常に申し訳なく思っていますが、早急に検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） はい、分かりました。いろいろ申し上げてまいりましたが、林議員の一般質問の中にもありました、農業・漁業等の各産業と結び付けた観光産業という、観光のリーディング産業としての役割ということで言えば、湯布院のキャッチフレーズが心の中にずっと残っているわけです。湯布院の観光は農漁業なくしては勝てないと。正しく、本町にもこのキャッチフレーズはそのまま当てはまるものであり、観光の本質を言い得ているのではないかと思います。そして、いろいろ申し上げてまいりましたが、先ほど町長は、与論の宝は自然と海だということを挙げられましたが、正しくそのとおりだと思います。東洋の海に浮かび輝く1個の真珠、正しくこの与論の自然と海、白い砂、青い海、青い空、そして熱い人情、誠の島、これが正しく東洋の海に浮かび輝く1個の真珠と称されたものであろうと思います。そして私は、これにもう一つ新しいテーマとして、「東洋の海に浮かび輝く万葉の島」ということを付け加えて、先ほど申し上げました昔々大昔、この与論に残されている神代の昔の、神話の物語を掘り起こしていただいて、これを語り継ぐことによって、小・中・高生にも、この小さな与論が限りなく、とてもなく大きな島なんだと実感できるのではないかと思います。東洋の海に浮かび輝く万葉の島、これも一つのキャッチフレーズにして、取り組んでみてはいかがかと思います。

今回は観光を柱にして質問させていただきましたが、正しく私どもは観光を一つ

の島の大きな産業として、いろいろな分野を包括する、絡み合わせる役割を持っている産業として、観光を大いに語り合ってまいりたいと思います。そのことがすなわち、いろいろな方面に、各分野に波及効果をもたらすものと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（町田末吉君） これで、10番、麓 才良君の一般質問は終わりました。

御苦労様でした。

4人の皆さん方には、大変すばらしい御提言をいただきました。また、論議もいただきました。どうかひとつ町長・教育長をはじめ、執行部の皆さんにおかれましては、この4人の方々の政策提言を十分町政に反映していただきますようお願い申し上げたいと思います。4人の皆さん御苦労様でした。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、10月7日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことになります。定刻まで御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後4時01分

# 平成 23 年第 3 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 23 年 10 月 7 日

平成23年第3回与論町議会定例会会議録  
平成23年10月7日（金曜日）午後3時18分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

第1 所管事務調査報告

○文教経済常任委員長

第2 認定第 1号 平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

第3 認定第 2号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

第4 認定第 3号 平成22年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

第5 認定第 4号 平成22年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

第6 認定第 5号 平成22年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第7 認定第 6号 平成22年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第8 認定第 7号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第9 認定第 8号 平成22年度与論町水道事業特別会計収入支出決算認定について

第10 陳情第 9号 NHKのラジオ受信に関する総務省に対する受信感度改善要求の陳情（総務厚生常任委員長報告）

第11 陳情第 10号 川内原発増設計画の中止などを求める陳情（陳情事項の1、2、4）

第12 陳情第 11号 川内原発に関する陳情（陳情事項の1）

第13 陳情第 12号 「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」採択の陳情

第14 陳情第 8号 木根奈・大久保農道の舗装についての陳情（文教経済常任委員長報告）

第15 陳情第 14号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情

第16 発議第 5号 日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）

- 第17 発議第 6号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第18 発議第 7号 全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第19 発議第 8号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書の提出について（野口靖夫議員ほか3人提出）
- 第20 発議第 9号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第21 発議第 10号 鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第22 発議第 11号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件（喜村政吉議員ほか3人提出）
- 第23 委員会調査報告（議会議員定数等調査特別委員長）
- 第24 発議第 12号 与論町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件（大田英勝議員ほか3人提出）
- 第25 沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙
- 第26 閉会中の継続調査について  
総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（11人）

1番 川 村 武 俊 君	2番 林 隆 寿 君
3番 供 利 泰 伸 君	4番 福 地 元一郎 君
6番 本 畑 敏 雄 君	7番 坂 元 克 英 君
8番 喜 村 政 吉 君	9番 野 口 靖 夫 君
10番 麓 才 良 君	11番 大 田 英 勝 君
12番 町 田 末 吉 君	

3 欠席議員（0人） 欠員（1人）

4 地方自治法第121条による出席者（12人）

町 長 南 政 吾 君	副 町 長 川 上 政 雄 君
教 育 長 田 中 國 重 君	総務企画課長 元 井 勝 彦 君
会計管理者兼会計課長 佐 多 悅 郎 君	税 务 課 長 猿 渡 ケイ子 君
税務対策監兼収納対策室長 池 上 成 孝 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君

環境課長 福地範正君 産業振興課長 鬼塚寿文君  
商工観光課長 久留満博君 建設課長 高田豊繁君  
教委事務局長 野田俊成君 水道課長 池田直也君  
与論こども園長 岩山秀子君 茶花こども園長 林健君  
那間こども園長 高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係 長 朝岡芳正君

開議 午後3時18分

-----○-----

○議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 所管事務調査報告（文教経済常任委員長）

○議長（町田末吉君） 日程第1、所管事務調査報告を行います。

文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

○文教経済常任委員長（野口靖夫君） 文教経済常任委員会の所管事務調査の御報告をいたします。

#### 1 調査の目的

本町の農水産業及び商工観光業の振興を図るため、文教経済常任委員会においては、かねてからその実践方策等について調査研究し提言を行っているところであります。こうした活動を行う中で、本町の恵まれた美しい自然を生かしたこれまでの観光の在り方に加えて、特に我が島固有の伝統文化や文化財を活用した観光客の誘致対策は、現在どのように進められているのか、また、今後どう推進すべきかといった問題意識が委員の間で高まってまいりました。さらに、近年増加傾向にある修学旅行の受入れやそれに伴う諸課題等についても調査をする必要があると感じ、2月10日（木）、4月8日（金）、5月23日（月）の3回委員会を開催しました。

その結果、①観光資源として島の歴史や文化、特に固有の伝統文化や文化財が十分活用されていないのではないか。

これは、先だっての麓議員からの一般質問がございましたが、事前にそういうことを我々は感じているわけでございます。

②島のこうした観光資源については町民、特に小中高生にもよく理解されていないのではないか、③近隣の県に対する誘客活動が中途半端で終わっているのではないか、との疑問等が出てまいりました。そこで、本委員会としては、民間、関係団体及び行政における取組の現状や課題等について広く調査する必要があるとの結論に達し、隣県である沖縄県内の優れた取組等について調査することになりました。

併せて、本町の観光協会や商工観光課の配慮により、調査の最終日には、沖縄県議会の副議長を含む3人の県議と意見交換等の場を持ち、沖縄県からの小学生の修学旅行誘致について働きかけることになりました。

#### 2 調査の概要

5月31日（火）から6月3日（金）までの3泊4日で、沖縄県本部町にあるもとぶ元気村、金武町にある金武大川（きんうつかがー）、恩納村にあるニライカナイ体験施設、読谷村にある特定非営利活動法人アクアプラネット、北中城村にある

中村家（住宅）、中城村から北中城村にのびる丘陵のがけつ縁（ぶち）を天然の要害とする中城城跡を視察調査した後、今回の主たる調査目的である、①南城市における自然環境と歴史文化を活用した観光のまちづくり及びその施設等見学、②南城市観光協会が行っている主な事業（取組・活動等）及びその施設等見学、を行いました。

### 3 もとぶ元気村について

ここは財団法人健康科学財団が運営し、修学旅行生等を多数受け入れている体験施設で、施設・スタッフともに大変充実していました。4歳から12歳の子供を対象に、遊んで学べる体験メニューとして、「ヤンバルの漁師」、「いるかトレーナー」、「うちなー菓子職人」、「黒糖づくり職人」など、やんばるの豊かな自然の中で生活する人々の仕事やふれあいを通じて、自分の力で考えて行動し楽しめる学習体験を提供していました。また、中学生や高校生向けには、イルカと間近でふれあいのできるドルフィンガイドツアーをはじめ、カヌー、ヨット、サバニ、バナナボートによるマリンスポーツ体験、陶芸やサンゴの風鈴作り等の沖縄の伝統・文化体験など、自然の中で行う様々な教育プログラムを通じて、心の豊かさを学び、多くの感動が味わえるようになっていました。なお、ドルフィンガイドツアーは、心に病をもつ子供たちへの癒し効果があるとのことでした。

### 4 金武大川（きんうつかが一）について

ここは、金武町教育委員会から文化財として指定されている記念物（遺跡）であります。並里部落の中央に位置する部落共同井泉（せいせん）で、鍾乳洞から日量1,000トンの清水が湧き出でていて、水質がとても良いことから長寿泉とも呼ばれていました。また、その豊富な水量は農業用水として利用され、町特産の田芋や稻の栽培に欠かせないものとなっていましたとのことです。来訪者によく分かるような説明書きが施された案内板をはじめ、周辺一帯をミニ公園化し整備してあることで、観光名所となっていました（参考：観覧料は無料）。

### 5 ニライカナイ体験施設について

ここは福岡県出身の元旅行社員が運営する、教育効果の高い本格体験にこだわった施設で、組織名称を「沖縄体験ニライカナイ」といい、沖縄の伝統文化等を継承しつつ、年間10万人の修学旅行生等を受け入れているとのことがありました。「ニライカナイ」とは、沖縄で昔から信じられている、海のかなたにあるといわれる理想郷のことで、五穀豊穣や人々に幸せや喜びをもたらす神様が住んでいるといわれているため、お客様をチムグクルでお迎えすることにより、受入地域の方々にも豊かさと喜びや幸せな気持ちを、もたらすことができるようにと社名に取り入れたそうです。具体的な活動としては、さとうきびの収穫から黒糖作り等の農業体

験、沖縄そば打ちとだし作り&ふれ愛交流等の生活体験、サンシン、エイサー、琉舞、沖縄空手等の文化体験、海中観察や自然洞窟探検等の自然体験、魚釣り講習・船釣り講習や環境保全アクション（海岸の漂流物探しとビーチクリーンアップ）等の海人（うみんちゅ）&環境体験など、実に7分野35種目81プログラムを提供していましたが、これらの取組は、ゆんぬ体験館の運営においても大変参考になるものがありました。

#### 6 特定非営利活動法人アクアプラネットについて

ここはさんご礁の保護・再生活動に取り組んでいるNPOが運営している施設が海岸の一角にあって、さんごを移植しての苗作りから植付けまでを一貫して行っていましたが、植付けについては専門のダイバーを募集し作業を行っているとのことありました。また、全てのさんごは、特別な許可を得て保護した沖縄県産のものだけを株分けし、移植などに利用しているとのことでした。さんごは植え付けてから成長し産卵するまでには2・3年かかるそうで、その地道で熱心な取組には誠に頭の下がる思いがありました。

#### 7 中村家（住宅）について

この住宅は国の重要文化財に指定されている、19世紀の初め頃（約280年前）に建てられたといわれる代表的な豪農の住宅であります。建築構造は、鎌倉・室町時代の日本建築の流れを伝えていて、士族屋敷の形式に、農家の形式である高倉、納屋、畜舎等が付随しており、沖縄の住居建築の特色を全て備えているとのことありました。なお、琉球王朝時代に首里王府の役人が近くの番所（現在の役場）に地方巡視で訪れた際には、宿泊所として使われたといわれている住宅であります（参考：観覧料は大人500円、中・高校生300円、小学生200円）。

#### 8 中城城跡について

ここは築城技術の高さが芸術的といわれ、昭和47年5月15日（日本復帰の日）に国の史跡に指定され、平成12年には「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとして世界遺産にも登録され、また、日本100名城にも指定されているなど、歴史的に高い評価を受けている城跡であります。石垣の構造が堅固で曲線の美しさが際立ち、スケールの大きさや眺望の良さも世界遺産と呼ぶにふさわしいもので、廃藩置県後はここに中城村の役場が建っていたのですが、沖縄戦で消失したことありました。なお、ここの運営については、中城村と北中城村で組織する中城城跡共同管理協議会で行っていました（参考：観覧料は大人400円、中・高校生300円、小学生200円）。

#### 9 南城市役所等での所管事務調査について

##### （1）自然環境と歴史文化を活用した観光のまちづくりについて

南城市は沖縄本島南部に位置し、平成18年1月1日に島尻郡の佐敷町、知念村、玉城村、大里村が合併して誕生した人口40,500人、面積49.7平方キロメートルの新しい市であります。

最初に、市長室を表敬訪問し、古謝市長に挨拶方々所管事務調査の目的等を申し上げたところ、市長からは、南城市的まちづくりについて、沖縄県のリーディング産業である観光業の振興策と連携を図りつつ、市に数多くある史跡や文化財を生かすとともに、近年の健康志向の高まりに配慮した観光のまちづくりに特に力を入れているとのことありました。

次に、庁舎2階の会議室で、観光・文化振興課の宮城課長から「南城ツーリズムについて」の説明を受けました。南城市においては、①経済成長を遂げる中国との交流、特に富裕層の誘客を計画し「医療ツーリズム」モニターツアーを実施していること、②国や県の職員を南城市に受け入れているほか、ふるさと財団（総務省系）に1人、県に2人、自治大学に毎年2人、県職員研修所に毎年多数派遣するなど、職員の養成とネットワークづくりに力を入れていること、③南城ツーリズムを体験滞在交流型観光と位置づけ、統合医療の推進等に努めていること、④市域には「うたき」（挾む所）が多く、沖縄に7つある「うたき」のうち5つは南城市にあること（例：神の島といわれている久高島の存在など）、⑤集客力のある独自のイベントとしては、尚巴志（しょうはし）ハーフマラソン、南城市まつり、H A I S A I 等がある、とのことありました。

また、情報推進課の當眞課長からは「ウェルネス事業について」の説明を受けました。ウェルネス事業については、心身の再生により市民の健康を促進するため、観光施設、医療施設等の民間事業者と連携してウェルネスプログラムを開発し、新規雇用の創出及び地域経済効果の拡大につなげることを目的に、県雇用再生特別事業補助金及び県緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用して実施しているもので、健康・癒しをテーマに開発した様々なプログラムは、市民及び観光客に継続的に提供されていました。特に、心と体を癒す空間（まち）南城市というコンセプトのもと、医療と観光を融合したウェルネスツーリズムを「癒し」と「健康」をテーマに企画・商品化し、心と体を癒す新しい旅のカタチ（形）を提案した活動として展開するとともに、その事業実施の拠点施設としてユインチホテル南城という宿泊施設を運営しているとのことありました（ウェルネスプログラム参考例：南城ウォーク（ノルディックウォーキング）、ヨガ、水中ウォーキング、スパトリートメント、W A T S U （ワツツ）、人間ドック、料理教室（長寿、ハーブ）、健康知識教室、農業・漁業体験

(民泊)、三味線、陶芸、斎場御嶽（せーふあうたき）、久高島、東御廻り（あがりうまーい）等スピリチュアルプログラムなど)。

(2) 斎場御嶽（せーふあうたき）について

ここも、平成12年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとして世界遺産に登録され、現在は南城市最大の観光地となり、年間に35万人もの観光客等の入場者があるのですが、それに伴い問題点も指摘されていました。これは、地元の遺跡保護組織との保存の仕方についての考え方の違いであります。入場者が増えたことによる石畳通路の摩耗が激しく、雨天時には足下が不安定になるため修復が必要となっているものの、遺跡の保存は原形を保った状態で保存することが原則であることから、そこに何らかの手が加われば遺跡の価値が損なわれるため、応急処置を施すしかなく、対策として入場者数を制限する検討を重ねたのであるが、なかなか結論に達しない現状にあるとのことでした。これは、遺跡を観光資源として活用する場合に避けて通れない問題であります。

また、南城市では市民にも文化財を知ってもらうため、南城市文化財保護条例・規則の制定はもとより、説明板や案内表示を設置するとともに、市民を対象にした文化財巡りを開催するなど、文化財の保護活動に力を入れているとのことでした。南市の文化財には有形・無形の文化財が多数ありますが、中でも無形文化財の一つとして知られている東御廻り（あがりうまーい）という行事は、沖縄民族の祖先といわれる「アマミキヨ」が渡来して、住みついたと伝えられる知念・玉城の靈地を巡拝する行事で、琉球王国の時代には国王や聞得大君（きこえおおきみ）が参拝していたのですが、王国がなくなても庶民に習慣として受け継がれ、今でも親族集団（門中）単位で行われているとのことです。

このような習慣は、本町にも与論十五夜踊りだけではなく、シュニグ等が受け継がれて存在しているわけですが、こうした無形文化財も観光資源としてパンフレット等で紹介し、観光客に親しんでもらうことが必要なのではないかと思いました（参考：入館料は大人200円（高校生以上）、小人100円（小・中学生）。と団体150円（20人以上））。

(3) ユインチホテル南城について

宿泊施設であるユインチホテル南城は、かつては沖縄県厚生年金休暇センターといっていた施設を南城市が改修工事を行って、平成21年にウェルネスリゾート沖縄休暇センター・ユインチホテル南城と名称変更し運営しているものであります。地元住民の利用も多く、施設内に設置されている健康管理チェック

クシステムは、ウェルネスプログラムによる自然治癒力や免疫力の向上を客観的に認識するため、メディカルチェックを行い、健康状態を示すデータを参照する仕組みとして構築されていて、市民及び観光客に提供できるようになっていました。また、健康測定データはデータベース化されているため、利用者はウェルネス総合ポータルサイトを通じて、いつでも（24時間）、どこでも（自宅、旅行先等）継続的に利用できるようになっていました。さらに、昼食時には多くの住民のレストラン利用が見受けられましたが、このような大規模の施設等は、本町では資金力や規模の点で手本にはならないものの、考え方としては参考にすべきことが大いにあると思いました。

## 10 南城市観光協会等での所管事務調査

### (1) 主な事業（取組・活動等）について

南城市観光協会は、平成22年4月に「がんじゅう駅・南城」という施設内に事務所を構えて発足し、5月には一般社団法人になったとのことであります。市の観光振興計画にある「自然・歴史・文化が織りなすハーモニー・こころとからだの健康・癒し・なんじょー」を基本理念としつつ、市の体験滞在型観光施策に基づく事業（農業体験、うちなー料理体験、世界遺産と久高島めぐり、うみんちゅ体験、絶景体験）を生かし、オリジナリティーとアイデンティティーのある取組を展開して、持続的発展が可能となるような観光地を目指し活動しているとのことありました。

主な取組としては、県からあざまサンサンビーチを、市から体験滞在型の3施設（体験滞在交流センター「がんじゅう駅・南城」、歴史学習体験施設「緑の館・セーフア」、海洋体験施設「海の館・イノー」）の指定管理を受けていて、来年度は2億円をかけて道の駅（物産館）を造る計画もあるとのことでした。観光協会のある施設内では、各種の特産品やいろいろな味のソフトクリーム等も販売されていて、観光客に対する配慮・利便性も大変行き届いていました。

また、協会が主催する主なイベント活動としては、毎年7月に3週間かけてマンゴーフェスタを開催しているほか、毎年春と秋には、花で彩られた市内的一般家庭の庭を「南城市憩いのオープンガーデン」として指定し、自由に見学できるという催しを行っていて、南城市的土地勘がない人や運転が苦手な人向けには、「地元タクシー de オープンガーデン巡り」（予約制）という新企画も実施しているとのことありました。

次に、運営面については、省きます。

## 11 沖縄県議との意見交換会について

最初に、私どものほうから今回の調査の目的や沖縄県内の市町村や学校等とのこれまでの交流実績を報告するとともに、意見交換の目的を果たすべく、「沖縄県の小学生の修学旅行については、その旅行先の範囲・対象に是非本町を含めていただくよう、特段の御指導・御配慮をお願いしたい。」との要請を行いました。その際、こちら側から申し上げたことは、本町の場合、小学生の修学旅行は昭和47年から沖縄県内に派遣していることや、琉球文化圏に属する県境の島として、ヨロン・おきなわ音楽交流祭及びやんばる駅伝大会等を通じて深い交流の実績があること、さらには、こうした双方の交流については将来にわたっても限りない発展の可能性があること、などあります。当方の要請に対する3人の県議の意見としては、沖縄県には旅行先についての規定があるため、現状では厳しいが、その緩和に向けては協力し合って努力することでありました。この言葉には、更に努力を重ねていけば、将来展望は開けるのではなかろうかと期待を抱かせるものがありました。

幸いにして台風の襲来等で延期になっておりましたが、早速今月22日にお世話になった県議の先生方が本町に調査のために御来島されるとのことを聞いております。ぜひ執行部におかれましては、温かいおもてなしと我々はこうして受けるんだという、その気構えをぜひ見せていただきたいと思います。

同時に、本町の観光協会役職員や商工観光課職員をはじめとする関係者が、長年にわたって築き上げた沖縄県人との絆の強さ、友好・信頼関係の厚さ・有り難さに思いをいたした次第であります。特に、観光行政に携わる者にとっては最も大切な財産であり、観光元年と宣言し、その振興に敢然として取り組むのであれば、沖縄県からの修学旅行の受入れが実現するまで、引き続き関係者に働きかけ・要請するとともに、友好関係の構築や人的交流の強化は最優先されなければならないものと考えます。

東日本大震災により多くの国民が未曾有の災害に遭い、塗炭の苦しみを味わう中で、これまで日本人が忘れかけていた大切な人と人との絆や人への思いやりが、今、人々の心の中によみがえっているといわれています、観光立島を標榜する本町であればこそ、いかにしてこうした人々の心に寄り添い、心の癒しに貢献できるかを形に表して、観光産業が本町のリーディング産業であることを前面に揚げ、島内外に強く発信しながら、民間、関係団体及び行政が一丸となって、島ぐるみで観光振興に鋭意取り組む必要があると痛感するものであります。

## 12 まとめ

調査を終えて、本委員会としての意見を次のとおり集約しましたので、報告方々提言いたします。

- (1) 民間、関係団体及び行政が緊密な連携のもとに、積極的かつ継続的な営業活動を展開し、誘客可能な島外在住者等との信頼関係を構築すること。
- (2) 受入れ側となる本町においては、関係者との約束を確実に履行するとともに、島にある観光資源を最大限活用できるよう、その開発と環境整備を促進すること。
- (3) 前回の所管事務調査報告でも提言したことであるが、本町独自の特産品・土産品があまりにも希少であることから、行政が先導して民間活力を引き出し、その開発に支援をしていくこと。
- (4) 修学旅行のニーズが、農業体験、生活体験、文化体験、自然体験、海人体验及び環境体験に移行していることから、本町として何をどう提供できるか、受入れ側としてのプログラムの開発・整備を急ぐ必要がある。

以上、調査の概要とそれに基づく意見・提言等を御報告申し上げました。

○議長（町田末吉君） これで所管事務調査報告を終わります。御苦労様でした。

-----○-----

- 日程第2 認定第1号 平成21年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第2号 平成22年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第3号 平成22年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 平成22年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 平成22年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 平成22年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第7号 平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第8号 平成22年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（町田末吉君） 日程第2、認定第1号、平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、認定第8号、平成21年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてまでの8件を、一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員長審査報告書のとおりであります。

これから、認定第1号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算について委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成22年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成22年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成22年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成22年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成22年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。

認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成22年度与論町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成22年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成22年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成22年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成22年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、平成22年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号、平成22年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号、平成22年度与論町水道事業会計収入支出決算認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第10 陳情第9号 NHKのラジオ受信に関する総務省に対する受信感度改善要求の陳情（総務厚生常任委員長報告）

日程第11 陳情第10号 川内原発増設計画の中止などを求める陳情（陳情事項の1、2、4）

日程第12 陳情第11号 川内原発に関する陳情（陳情事項の1）

## 日程第13 陳情第12号 「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」採択の陳情

○議長（町田末吉君） 日程第10、陳情第9号「NHKのラジオ受信に関する総務省に対する受信感度改善要求の陳情」から日程第13号、陳情第12号「「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」採択の陳情」までの4件を一括で議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第9号、「NHKのラジオ受信に関する総務省に対する受信感度改善要求の陳情」陳情第10号、「川内原発増設計画の中止などを求める陳情」陳情第11号、「川内原発に関する陳情」陳情第12号、「「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」採択の陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、9月30日午後3時から全委員出席のもと開催いたしました。

まず、陳情第9号でありますが、この陳情は、NHKのラジオ放送の第1放送は、名護局の中継により沖縄の放送を安定的に受信できるが、徳之島局が中継する鹿児島放送局の放送は、受信感度が弱く夜間は受信できず、また第2放送は、徳之島局、那覇局とも昼間は受信感度が弱く、夜間は受信できないためこのような状況の改善を要請するものです。

採択の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第10号、陳情第11号については、一括して審査いたしました。

両陳情とも川内原発3号機増設計画を中止することを求めるとともに1号、2号機の廃炉を求めることや、最大電力需要時に対応する供給力が十分にあることを明らかにすることなどを求めております。

供給力については、県議会の議事録も参考にしながら検討しましたが、採決の結果、本委員会で判断を下すには至らず、両陳情とも部分採択することになりました。

陳情第10号については、3つの陳情事項のうち、「記の1・2・4の記述事項」は採択することに決定いたしました。

陳情第11号については、2つの陳情事項のうち、「記の1の記述事項」は採択することに決定いたしました。

陳情第12号については、全ての肝炎患者を救済するという趣旨に賛同し、採択すべきものと決定をいたしました。

なお、陳情第10号から12号についても全会一致の採択であります。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終

わります。

○議長（町田末吉君） 総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第9号「NHKのラジオ受信に関する総務省に対する受信感度改善要求の陳情」について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号「NHKのラジオ受信に関する総務省に対する受信感度改善要求の陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号「NHKのラジオ受信に関する総務省に対する受信感度改善要求の陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第10号「川内原発増設計画の中止などを求める陳情（陳情事項の1、2、4）」について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号「川内原発増設計画の中止などを求める陳情（陳情事項の1、2、4）」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、陳情事項の1、2、4は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号「川内原発増設計画の中止などを求める陳情（陳情事項の1、2、4）」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第11号「川内原発に関する陳情（陳情事項の1）」について、討論

を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号「川内原発に関する陳情（陳情事項の1）」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、陳情事項の1は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号「川内原発に関する陳情（陳情事項の1）」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第12号「「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」採択の陳情」について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号「「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」採択の陳情」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号「「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」採択の陳情」は採決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 陳情第 8号 木根奈・大久保農道の舗装についての陳情

日程第15 陳情第14号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情

○議長（町田末吉君） 日程第11、陳情第8号「木根奈・大久保農道の舗装についての陳情」及び日程第15、陳情第14号「TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情」を一括して議題とします。

文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

○文教経済常任委員長（野口靖夫君）　ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第8号「木根奈・大久保農道の舗装についての陳情」及び陳情第14号「ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、9月29日産業振興課長同行のもと、陳情箇所の調査を行いました。その後、直ちに委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、陳情第8号について申し上げます。

陳情書の中にも記載されているとおり、この農道は、大型車の通行により凸凹が多く排水が非常に悪いため、利便性が悪いことや陳情沿線の地権者の同意が得られていること、さらには、長年の願望でもあることから考慮すると、早急な改良舗装が望まれることから、本委員会におきましては、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第14号について申し上げます。

この陳情については、全委員が、陳情内容に賛同するとの一致した意見であります。例外なき関税撤廃を原則とするＴＰＰは、食糧供給を海外に依存し国土を荒廃させるものであり、国内農業や地域経済の振興とは到底両立できるものではなく、東日本大震災で被災した農家の将来に向けた営農意欲をそぎ、復興の足かせにしかならないばかりではなく、地域経済社会ひいては国民生活全体に悪影響を及ぼすものであるとのことから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（町田末吉君）　文教経済常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　質疑なしと認めます。

これから、陳情第8号「木根奈・大久保農道の舗装についての陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　討論なしと認めます。

これから、陳情第8号「木根奈・大久保農道の舗装についての陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号「木根奈・大久保農道の舗装についての陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第14号「T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第14号「T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号「T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情」は、採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 発議第5号 日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求める意見書 の提出について

○議長（町田末吉君） 日程第16、発議第5号「日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第5号「日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求める意見書の提出について」。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、喜村政吉。賛成者、与論町議会議員、福地元一郎。

日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求める意見書。

与論町議会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

放送法は、放送が、「国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」を目的にしている。

同法で、NHKの業務について「協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない」と規定している。

しかしながら、与論町ではNHKのラジオ放送が、「あまねく受信できる」状態にななく、放送法の目的である「国民に最大限に普及されて、その効用をもたらす」ことが保障されていない。

以上のことから、日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求めるため関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号「日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「日本放送協会のラジオ放送の受信感度改善を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第17 発議第6号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出について

○議長（町田末吉君） 日程第17、発議第6号「川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第6号「川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出について」。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。同じく喜村政吉。同じく福地元一郎。

川内原発増設計画の中止などを求める意見書。

与論町議会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

九州電力は2011（平成23）年1月12日、国へ川内原発3号機増設に係る原子炉設置許可申請を行い、2013（平成25）年度着工、2019（平成31）年度運転開始をめざしています。しかし、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波がもたらした福島第一原発などによる「原発震災」は未だ収束の目途が立たず、空や海や陸地へ大量の放射性物質が放出され、多くの人々が故郷を追われ、多くの国民が被曝に怯え、多くの農業や水産業などの従事者は放射能汚染被害とその「風評被害」に苦しめられ、国際社会からも強い批判を受けています。原子力安全・保安院は、史上最悪とされるチェルノブイリ原発事故と同じ国際評価尺度のレベル7と暫定評価しました。

政府は福島「原発震災」を受け、川内原発などの原発新增設を盛り込んだ「エネルギー基本計画」を白紙に戻すとともに、再生可能エネルギーを基幹エネルギーと位置付け、省エネ社会の構築を打ち出し、脱原発・減原発へ進もうとしています。

これまで原子力発電所は「止める・冷やす・閉じ込める」という「多重防護」によって絶対に過酷事故は起きないとと言われてきましたが、この「安全神話」は脆くも崩壊してしまいました。安全性や核兵器拡散、高レベル放射性廃棄物の最終処分の不透明さなど多くの問題を抱えている原子力発電中心のエネルギー政策を転換し、地球にやさしい温暖化対策のためにも、再生可能エネルギーを軸にした地域分散型小規模発電ネットワークづくりが求められています。

このようなことから、川内原発増設計画の中止などを求める意見書を鹿児島県知事に提出しようとするものであります。

意見書案については、配付してございますので、お目通しください。

よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略した

いと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号「川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号「川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第18 発議第7号 全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について

○議長（町田末吉君） 日程第18、発議第7号「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第7号「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について」。提出者、与論町議會議員、麓才良。賛成者、与論町議會議員、野口靖夫。同じく喜村政吉。同じく福地元一郎。

全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について。

与論町議會議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

我が国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における注射針・筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされます。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行し、命が危険にさらされる重大な病気です。そのような多くの患者たちの命をかけた運動と、全国の地方自治体首長、地方議会の後押し

や国民世論の高まりもあって、我が国最大の感染症となったB型・C型肝炎感染は国の責任であることが明記され、全ての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法（以下「基本法」）」が、平成21年11月に制定され、昨年1月1日施行されました。しかし、患者救済の根拠となる「基本法」はできましたが、その後、厚生労働省に設置された肝炎対策推進協議会で、国の「肝炎対策基本指針」の策定が審議され、去る5月に発表されましたが、「全ての肝炎患者を救済する」ための肝炎対策は、具体化されませんでした。

従って、「国の責任」で「全ての肝炎患者を救済する」ことを責務とした「肝炎対策基本法」に基づいて救済を図り、また「全ての薬害肝炎患者の救済」を目指す「救済特措法」に基づいて救済枠を広げるために関係行政庁に意見を提出しようとするものであります。

意見書案については、お目通しをください。

よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号「全てのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第19 発議第8号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書 の提出について

○議長（町田末吉君）　日程第19、発議第8号「TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。9番。

○9番（野口靖夫君）　発議第8号「TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書の提出について」。提出者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、麓才良。同じく喜村政吉。同じく福地元一郎。

上記の議案を、別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

本県はじめ各県の市町村段階において、すでに昨年TPP反対の決議をなされており、本町においても平成22年第4回定例会において議決し、TPPへの対応に関する意見書を内閣総理大臣ほか関係機関の長に提出しております。

例外なき関税撤廃を原則とするTPPは、食糧供給を海外に依存し国土を荒廃させるものであり、国内農業や地域経済の振興とは到底両立できるものではなく、また、東日本大震災で被災した農家の将来に向けた営農意欲をそぎ、復興の足かせにしかならないばかりではなく、地域経済社会ひいては国民生活に悪影響を及ぼすものであることからTPP交渉への対応について、関係行政庁に意見を提出しようとするものであります。

よろしく御審議のほどを御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（町田末吉君）　趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第8号「TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号「TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第20 発議第9号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について

○議長（町田末吉君） 日程第20、発議第9号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第9号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。同じく喜村政吉。同じく福地元一郎。

「離島振興法」の改正・延長を求める意見書。

与論町議会規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

昭和28年の離島振興法制定以降、全国の離島において離島振興事業が積極的に進められ、離島の生活条件が大いに改善し、産業基盤も着実に整備されてきたところであります。

しかしながら、高齢化の進行、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者の不足等、離島をとりまく環境は依然として厳しい状態が続いております。

また、外海離島のように、国境を接している自治体は、領域や海洋資源、海岸漂着物等の大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係に直面している。

よって、国は離島の国家的・国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主・自

立性を発揮して離島振興を進めることができるよう離島振興対策の見直しを図る必要があります。

以上のことから、「離島振興法」の改正・延長を求めるため関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

意見書については、お目通しをください。

よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第9号「「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号「「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第21 発議第10号 鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について

○議長（町田末吉君） 日程第21、発議第10号「鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第10号「鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について」。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。同じく喜村政吉。同じく福地元一郎。

鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書。

与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

法務省においては、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」等に基づき、徳之島、沖永良部島、与論島の各出張所を奄美支局へ統合する計画が進められております。海を隔てた法務局出張所の統合が進むと、住民の利便性の低下と経済的な負担の増大は避けられません。平成22年6月にも同様の意見書を提出しておりますが、重ねて法務局出張所の存続を要請するため、関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

意見書については、お目通しください。

よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第10号「鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号「鹿児島地方法務局出張所の存続を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第22 発議第11号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

○議長（町田末吉君） 日程第22、発議第11号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（喜村政吉君） 発議第11号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」。提出者、与論議会議員、喜村政吉。賛成者、与論町議会議員、麓才良。同じく野口靖夫。同じく福地元一郎。

与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件。

上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

これは、町議会会議規則を「標準」町村議会会議規則（いわゆる準則）に合わせて、一部改正する必要があるため、議員発議で提案するものです。

改正内容としては、会議規則に目次を付けるとともに、会議録の配布についての規定、会議録に掲載しない事項についての規定、全員協議会についての規定を加えるものです。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行しようとするものです。

議員各位の御賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第11号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第23 委員会調査報告

○議長（町田末吉君） 日程第23、「委員会調査報告」を行います。

議會議員定数等調査特別委員長の報告を求めます。11番。

○11番（大田英勝君） 本委員会に付託された調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記

#### 1 特別委員会の設置及び組織

(1) 設置年月日 平成20年9月30日（平成20年第3回定例会）

(2) 名 称 与論町議会議員定数等調査特別委員会

(3) 調査事件 ①議會議員の定数に関すること。

②議會議員の報酬に関すること。

(4) 委員会構成 委員長 大田英勝

副委員長 喜山康三（町長選出馬のため平成23年8月30

日失職）

委員 坂元克英

〃 本畠敏雄

〃 川村武俊

〃 林 隆寿

#### 2 調査の経過

平成20年9月30日、第1回委員会、正副委員長の選任。

平成20年12月11日、第2回委員会、委員会の運営について話し合いを

しております。

平成21年3月19日、第3回委員会、議員定数・報酬について話し合いをしております。

平成22年6月18日、第4回委員会、議員定数・報酬についての話し合いをしております。

平成23年8月11日、第5回委員会、議員定数・報酬についての話し合いと、参考人からの意見聴取についての取り扱いについて、話し合いをしております。

平成23年8月23日、第6回委員会において、参考人からの意見聴取を行っております。

平成23年9月21日、第7回委員会、議員定数・報酬について採決を行っております。

平成23年9月27日、第8回委員会において、報告書の内容についての検討を行いました。

### 3 近年の本町議員定数及び議員報酬の推移

平成16年8月の選挙から、それまでの定数16人を4人削減し12人とした。また、議員報酬についても、同年10月から議長が31万2,000円を29万7,000円に、副議長が25万7,000円を24万5,000円に、委員長が24万2,000円を23万円に、議員が23万4,000円を22万3,000円に、それぞれ4.7パーセント～5.0パーセントの削減を行っております。

### 4 県内他町村の動向

県内の各町村においても、行財政改革の一環として議員定数を削減する傾向が続いている。また、郡内でも議会に対しては、定数削減や報酬の見直しについての要望が出されている。

### 5 議員定数に関する識者の意見

(旧自治省行政課長・中畠忠能氏)

○地方議会運営の非効率さや目に余る公費支出があるからといって、直ちに議員定数に発展して良いものではない。そのような思考方法を採っていては、とても民主政治の基本に係わる制度を論じることはできないと思う。

○地方議会の議員定数削減問題には、世間の空気に惑わされずに、じっくり考えてみなければならぬ重大な問題がひそんでいるような気がする。

○議員が選挙され、在職していることの意義とかメリットが、地域住民にはほとんど理解されていない。

○議論を深めることなく、厳しい財政事情を背景としつつ、一定の先入観の下に議員定数削減は善と判断するのはいかがなものであろうか。

(全国町村議長会政策審議会幹事会)

○議員定数は、まさに議会の組織構成の根幹となる重要な要素を占め、その多少が本会議中心主義・委員会中心主義等議会の審議のあり方、委員会定数、1委員会当たりの委員数等を規定することになる。

○1委員会当たりの委員数は、本音で議論することができる会議の最低構成人数とされている6～7人、そして委員会の数も執行部の部・課の大枠に対応した必要な数を確保したいものである。

○委員会の数の減少は、その分1委員会当たりの所管事項が増え、委員の負担を大きくすると同時に、委員会本来の専門的かつ効率的審議の建前を失わせることとなり、広く住民の意思を反映させるという議会の代表機能の低下を招きかねない。

○議会の代表機能という観点からは、議会は住民の年齢層、性別、職業、各地域等からまんべんなく選出された議員で構成されていることが望ましく、単に人口規模によってのみ議員定数を論じるべきでないことは言うまでもない。

○議員定数は、「行政改革」や「経費節減」といった観点からのみ論じるのではなく、人口・面積や職域等に応じた住民の多様なニーズや意思を正確に反映せざることが大事であり、行政が複雑・多様化する中で、専門家・細分化される事件を能率的に自由に討議する委員会が有効・適切に活動することができるよう配慮すべきである。

(元全国都道府県議長会議事調査部長・野村 稔氏)

○議員定数について理論的根拠、あるべき基準が明示されていればよいが、残念ながらない。現状は大多数の地方議会が減少させているため、減少が善で、地方自治法に基づき法定数通りの議員数としているのは、適切でないような印象を与えている。減少によって浮く金額に目を取られ、反対に住民意思の反映機能の低下については、検討がおろそかになっているのではないかと心配する。

○執行機関をチェックするものがいなければ、地域の均衡ある適正な行政、能率的な行政、住民の要望に即応した行政を確保できない。議会の批判監視能力の低下は、最終的には住民自身がマイナスを受ける。

○残念ながら住民意思の反映は数量化できないので、マイナスを量的に、又は金額で表示できない。議会は減少した議員数でも運営できるから、弊害が生

じないような印象を議員や住民に与えている。

○議員が減れば批判監視能力が確実に低下するのに、それが表面化していないだけである。

(北海学園大学教授・森 啓氏)

○議員定数を減らすことに住民が直ちに賛成するのは、議会を信頼してないからです。議会はあってもなくても同じだと考えているからです。

○なすべきは議会の活力を高める改革です。議会への信頼の回復です。議員定数を減らしても、議会への信頼は回復しません。

○議員数を減らしても、交代してもらいたいと多くの人が思っている「旧来型のどうしようもない議員は」当選して出てきます。定数減で消えるのはまちづくりに必要な議員です。

○経費節減すべきは不要不急の事業です。行政のスクラップです。…議会の改革の本当の問題は議員が交代することです。交代できる条件を整えることです。

(旧自治省・狩野 積氏)

○議員数を決定しようとする場合、二つの基本的視点が必要と考えられる。一つは議会権能の発揮の視点である。議会の重要な機能は、地域の行政需要を的確に反映して、それを行政施策に反映させることと、首長の行政を監視して、これが専横に陥ることのないように、チェックすることである。

○今一つは、行政改革の視点である。行政改革が従来にも増して必要となっている今日、実効的な行政改革を住民の理解と協力を得て進めていくために、議会自らが率先して痛みをこらえ、定数削減を実行することの意義は大きいといえよう。

(山梨学院大学教授・江藤俊昭氏)

○行政改革の波の中で、議会も同様な理論での改革が必要だと考えている人たちも多い。こうした人たちに迎合して、今や盛んに議員定数の削減や報酬の削減が進められている。それぞれの議会にとって必要な定数はどれくらいか・・・といった論点を明確にしないまま削減競争に走る姿は、むしろ議会の自殺行為に思えてならない。

○従来は、議会は多様な意見を吸収し、様々な視点から議論する場であるがゆえに、「相当」の人数が必要であるという理解もあった。しかし、多様な意見の集約は、今や住民参加でも十分可能である。

○首長サイドのパワーセンターと並ぶもう一つのパワーセンターを成立させるためには、討議できる人数が必要となる。

○地方分権改革で、議会の権限・役割が拡大したことを認識すべきであり、議員定数は単なる経費節減の面からではなく、地方分権時代に対応した議会の役割、議会運営のあり方をトータルに検討する中で、議員報酬も含めて住民とともに考えていくべきである。

## 6 定数削減により考えられるメリットとデメリット

### ○メリット

- ①意見がまとめやすく、議事が簡潔に効率的に進められる。
- ②審議時間が短くなり、効率的な運営ができる。
- ③選挙において従前より多くの支持を必要とすることになり、広域的なものの考え方をするようになる。
- ④経費の節減になる。

### ○デメリット

- ①少数では行政との「馴れ合い」問題が起きやすくなる。
- ②安易な減少は常任委員会活動を沈滞させ、議会審議を空洞化させる。
- ③議員が減れば、確実にそれだけ住民意思を反映できなくなるし、批判監視機能は低下する。
- ④現職議員の強みが増し、若年層・女性の進出が難しくなる。各界各層の議員構成にはならず、議会が停滞する原因になる。
- ⑤住民を代表して審議決定するのだから、全住民を代表するにふさわしい数が必要である。従って、少数精鋭よりもむしろ多数精鋭であるべきである。

## 7 参考人からの意見聴取

平成23年8月23日に、参考人として自治公民館連絡協議会長、JC与論開発委員会委員長、連合青年団長、地域女性団体連絡協議会長、商工会長、漁業協同組合長、老人クラブ連合会長に出席を依頼し、議員定数と議員報酬について意見を聴取した。その結果、多数の意見が定数は10人が望ましいとのことであった。中には9人でいいとの意見もあった。少数ではあったが、現状維持の12人や12人では足りないととの意見もあった。また、議員報酬については減額すべしとの意見はなく、多数の意見が現状維持であった。中には、増額してもっと頑張ってもらいたいとの意見や、専業でもやっていけるような額にしてほしいとの意見もあった。なお、JAあまみ与論事業本部専務理事は、急な出張と重なったため欠席でした。

## 8 委員会の調査結果

平成23年9月21日に第7回委員会を開催し、これまでの調査経過を踏ま

え、議員定数と議員報酬について採決を行った。その結果、議員定数については、次回選挙から現行定数12人を2人減の10人とすることに賛成多数で決定した。

その時の賛成、反対の意見を述べます。

○賛成意見、

- ①参考人からの意見聴取でも削減すべしの意見が多数だった。
- ②町民の大半もその様な意見であると思われる。
- ③郡内でも定数削減の要望が議会に出されている。
- ④町民からその様な声が議会に届く前に、自ら率先して身を削る意思を示すべきである。

○反対意見

- ①経費節減の観点からのみ論ずるのは妥当ではない。
- ②議員が少なければ少ないほど良いという観点での定数削減は民主主義の空洞化になる。
- ③定数や報酬の削減は、メディアのポピュリズムによって造られたものと言えるのではないか。
- ④若者が立候補する機会が狭まる。

というような意見が出されております。

また、議員報酬については、全会一致で現状維持を決めた。ただし、町内の費用弁償については、金額の算定根拠があいまいであるとの指摘があることや、県内の大部分の町村も廃止していることから、平成24年4月1日から廃止することを全会一致で決定した。

## 9 全員協議会

平成23年10月4日に開催された全員協議会において、本特別委員会での調査の結果について全議員に報告した。その後、先に制定された議会基本条例第9条、「自由討議による合意形成」の精神に則り、自由闊達な論議を十二分に交わした。その結果、最終的に定数を削減すべしとの合意に至り、12人を10人に対することを全会一致で決定した。議員報酬については特別委員会の報告通りで了承された。

また、定数の更なる削減については、議会機能の著しい低下を招く恐れがあり決してすべきではなく、そうならないためにも、全議員が議会活動の一層の充実と、信頼される議会構築への努力を惜しんではならないとの共通認識で一致した。なお、定数削減で浮いた財源については、喫緊の課題である少子化対策や子育て支援に充当することを、執行部に申し入れることも、全会一致で確

認した。

#### 10 終わりに

ここに、3年間にわたった調査を無事終えることができた。調査に協力いただいた方々に心から感謝を申し上げる次第である。

議者の意見にもあったように、いま議会は住民の信頼を失ってしまっていると思われる。この信頼回復こそが急務であり、本町議会も議会報告会の開催や議会基本条例の制定、委員会活動の充実など、議会活動の活性化に取組み始めている。しかしながら、この動きは始まったばかりであり、今後息の長い地道な取組が求められている。議会活動の充実発展は、必ずや本町の明るい未来に直結するものと確信し、全議員で真摯な努力を続けてまいりたい。

なお、今回の調査が、町民の議会活動に対する関心の高まりへの一助となり、真に信頼される議会の再生に寄与することを切望するものである。

以上、本委員会の調査内容を申し上げ報告とする。

○議長（町田末吉君） これで委員会調査報告を終わります。御苦労様でした。

お諮りします。

この報告は、委員長の報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の調査報告は了承することに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 前もって、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長しますので、よろしくお願いします。

-----○-----

#### 日程第24 発議第12号 与論町議會議員定数条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（町田末吉君） 日程第24、発議第12号「与論町議會議員定数条例の一部を改正する条例制定の件」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。11番。

○11番（大田英勝君） 発議第12号「与論町議會議員定数条例の一部を改正する条例制定の件」。提出者、与論町議會議員、大田英勝。賛成者、与論町議會議員、麓才良。同じく野口靖夫。同じく喜村政吉。

与論町議會議員定数条例の一部を改正する条例制定の件。

上記の議案を、別紙のとおり与論町議會規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

国・県・市町村を取り巻く厳しい財政事情の中、県内の各町村においては、行財政改革の一環として議員定数削減の傾向が続いています。また、最近、郡内においても、議会に対して定数削減等の陳情が出されており、今や議会の定数問題は避けられない課題となっています。近隣町村の動向については、追随するのではなく、ここは自らの判断で率先して痛みの伴う改革を断行するとともに、議会基本条例にのっとった議会活動の充実こそが失われつつある議会の信頼回復につながるとの認識から、現行議員定数12人を10人に削減するものです。

なお、附則において、この規則は平成24年1月1日以後はじめてその期日を告示される一般選挙から施行しようとするものです。

議員各位の御賛同方をよろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第12号「与論町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件」を、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立全員です。

したがって、発議第12号「与論町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） ここで議長からもひと言添えたいと思います。先ほど委員長からの報告にもありましたように、今回の改革につきましては、3年間の経緯を踏まえながら他の町村においては、住民からの強い要望や陳情もやっていましたけれども、我が与論町においては、自らの改革ということで、苦渋の選択がありました。また、お聞きのように断腸の思いもありました。そういう中での自らの改革を結構したところであります。当局におかれましては、これから町の重点要望事項課題と位置づけています少子化対策、子育て支援のためにこの浮いた財源につきましては、有効に活用されることを全議員の要望として町長に申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

[「そのとおり」と呼ぶ者あり]

-----○-----

#### 日程第25 沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙

○議長（町田末吉君） 日程第25、「沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙」についてを選任を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことになりました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員に供利泰伸君を指名します。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました供利泰伸君が、沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員に当選されました。

-----○-----

#### 日程第26 閉会中の継続調査について

○議長（町田末吉君）　日程第26、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営委員会の各委員長から、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮ります。各委員長から申出がありました、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君）　これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回与論町議会定例会を閉会します。皆さん御苦労様でした。

-----○-----

閉会　午後5時03分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 川村武俊

与論町議会議員 本畠敏雄